

# 第2期 斜里町環境基本計画

令和6年3月  
(2024年3月)  
斜里町

# 目 次

## 第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の構成	2
4 計画の対象地域	2
5 計画の視点と対象範囲	2
6 計画の期間	3
7 計画の推進主体と役割	4

## 第2章 環境の現況と課題

1 脱炭素	7
2 資源循環	11
3 安全安心	16
4 人づくり	23
5 自然との共生	25

## 第3章 計画の目標

1 本町がめざす環境像	31
2 基本目標	33

## 第4章 施策の基本的方向

1 脱炭素社会の実現	40
2 ごみの減量・資源化と効率的なごみ処理の推進	44
3 人と自然が共生する豊かな環境の保全・創造	47
4 恵まれた生活環境の保全及び深化	56
5 日常生活＝環境配慮型生活の実現	62

## 第5章 計画の推進と進行管理

1 計画推進にあたっての基本的な考え方	66
2 計画の推進体制	66
3 計画の進行管理	67
4 財政措置	67
5 環境報告書等の作成、公開	68

## 資料編

環境基本計画の体系、成果指標一覧

みどりの環境づくり推進本部運営要領、環境基本条例

# 第1章

## 計画の基本的事項

本計画の目的、位置づけ、役割などの基本的事項を示します

## 1 計画策定の目的

環境基本計画（以下、本計画）は、斜里町の環境施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、斜里町環境基本条例に基づき策定するものです。

### 斜里町環境基本条例 第10条

（環境基本計画）

第 10 条 町長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

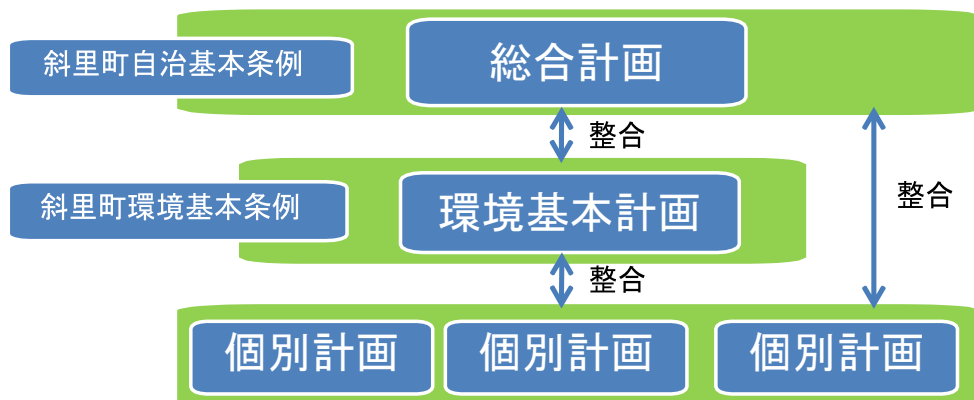
- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する基本的施策の方向
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3～5 略

## 2 計画の位置付け

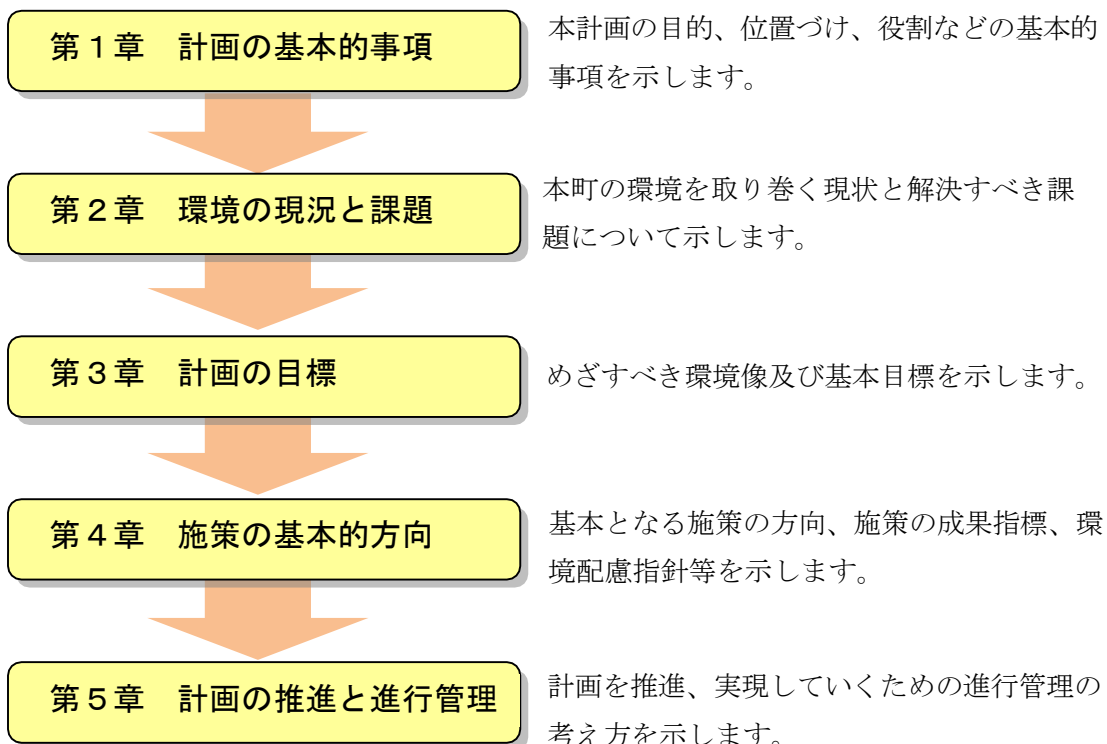
本計画は、町の総合計画を上位計画とし、その実現を環境面から推進するとともに、斜里町環境基本条例に基づき、環境の保全等に関する長期的な目標と基本的な施策の方向性を定めることにより、斜里町の環境施策を牽引し、施策相互の有機的な連携を図りながら運用するものです。

このため、本計画は斜里町総合計画の部門別計画としての性格を有するとともに、町が策定する個別の行政計画や事業に対しても環境保全に関する基本的な方向を示すものとして影響を与えるものです。



### 3 計画の構成

本計画の構成を以下に示します。



### 4 計画の対象地域

計画の地域 : 斜里町全域

計画の対象地域は、本町全域とします。ただし、野生生物対策や地球温暖化などの広域的課題については、必要に応じ広域的に対応します。

### 5 計画の視点と対象範囲

計画の視点 : 脱炭素、循環、安全安心、人づくり、自然共生

第1次 斜里町環境基本計画の視点を引き継ぎ、上記5つを計画の視点とします。

## 第 1 章 計画の基本的事項

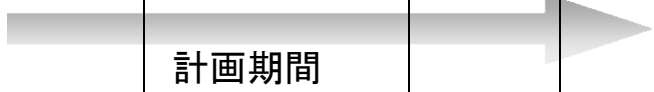
脱炭素	化石燃料の使用抑制、エネルギーの有効利用など地球温暖化防止に関すること (再生可能エネルギー、二酸化炭素排出抑制、吸収源など)
資源循環	ごみの発生、排出の抑制、再使用、再生利用を含めた廃棄物の適正処理と資源循環の推進に関すること (ごみ、廃棄物系バイオマス、リサイクル、処理体制など)
安全安心	大気、水環境の保全や身近な緑とのふれあいなど日々の生活の快適性に関すること (公害物質、緑地、公園、歴史的文化的資源など)
人づくり	環境の保全及び創造の施策を担う人材の育成に関すること (環境教育、環境学習、人材育成)
自然共生	緑や水辺、そこに生息する動植物を含めた自然環境の保全と生物の多様性の確保に関すること (森林、河川、海洋、エコツーリズム、野生生物、外来種など)

## 6 計画の期間

計画期間： 令和 6 年度（2024年4月）から令和 1 5 年度（2034年3月）

本計画の計画期間は、「第7次斜里町総合計画」と整合を図り令和6年度（2024年4月）からの10年間とします。

なお、社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	. . . . .	R14 (2032)	R15 (2033)
環境基本計画	基準年		開始年	必要に応じて見直し	目標年次	
第 7 次斜里町総合計画						

## 7 計画の推進主体と役割

推進主体：行政、事業者、町民（滞在者）



本計画を推進する主体は、行政、事業者、町民です。また、観光等で一時的に本町を訪れる滞在者も町民に準じて一定の役割が求められます。

これらの各主体は、斜里町自治基本条例及び斜里町環境基本条例の基本理念にのっとり、それぞれの役割と責任を相互に認識しながら、日常的、継続的に環境の保全及び創造に取り組みます。

また、複雑な問題を解決するためには、多様な主体の持つ力を合わせて取り組むことが必要であり、協働で課題解決に向かえる状況づくりをめざします。

以下に、各主体の基本的な役割を示します。

### (1) 行政の役割

計画の策定主体として、環境施策をけん引する役割を担います。

(行政の具体的な役割)

- 国、北海道、他の自治体と連携協力して環境を取り巻く課題の解決に取り組みます。
- 町民、事業者等と協働して、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を計画的に推進します。
- 町が行う施策や日常業務において、環境を意識して取り組みます。

### (2) 事業者の役割

事業者の活動は、町民と比較してもその事業活動が環境に与える影響が大きく、また、組織としての資源を多く有することから、応分の役割を担うことが期待されます。

(事業者に期待される具体的な役割)

- 事業活動における環境負荷の低減に努めます。
- 事業活動に伴う公害の発生防止と自然環境の保全に努めます。
- 地域社会の一員として環境保全活動の実践に努めます。
- 町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力します。

### (3) 町民（滞在者）の役割

生活排水による水質汚濁、資源・エネルギーの消費、ごみの排出など、私たちの日常生活は環境に負荷を与えています。町民や滞在者一人ひとりが環境問題を意識し、自主的に行動することが必要です。また、町や地域が行う取り組みへの関心を高め、積極的に関わっていくことが求められます。

(町民に期待される具体的な役割)

- 自らの日常生活に伴う環境負荷の低減に努めます。
- 自治会や各種団体などで行われる地域の環境活動への参加に努めます。
- 町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力します。
- 滞在者は町民の役割に準じて町、事業者、町民が行う環境の保全及び創造に関する取り組みに協力します。



# 第2章

## 環境の現況と課題

本町の環境をとりまく現状と解決すべき課題について示します

第1章で示した計画の視点ごとに、本町の環境をとりまく現況と解決すべき課題について示します。

## 1 脱炭素

地球温暖化がもたらす、異常気象の増加、海水面の上昇、生態系の変化などの深刻な環境の変化が世界各地で起きています。これにより、私たちの生活や生命は脅かされており、地球規模の環境への取組みが必要とされています。

気象庁のデータによると、網走において、約120年間で年平均気温が1.2℃ほど上昇しており、温暖化が顕著に進んでいます(図1-1)。世界自然遺産知床をはじめとした豊かな自然環境や日本一の漁獲を誇るサケ・マス漁など、沿岸漁業の礎となっている流水の減少にも影響していると言われています。

国では、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスを削減するため、地球温暖化対策の推進に関する法律の制定など様々な対策を進めてきており、化石燃料の使用抑制、再生可能エネルギーへの転換など、国や事業者等と連携して、対策進めていく必要があります。しかし、自然環境や景観との両立も課題としてあり、再生可能エネルギーと自然環境の両立が求められます。

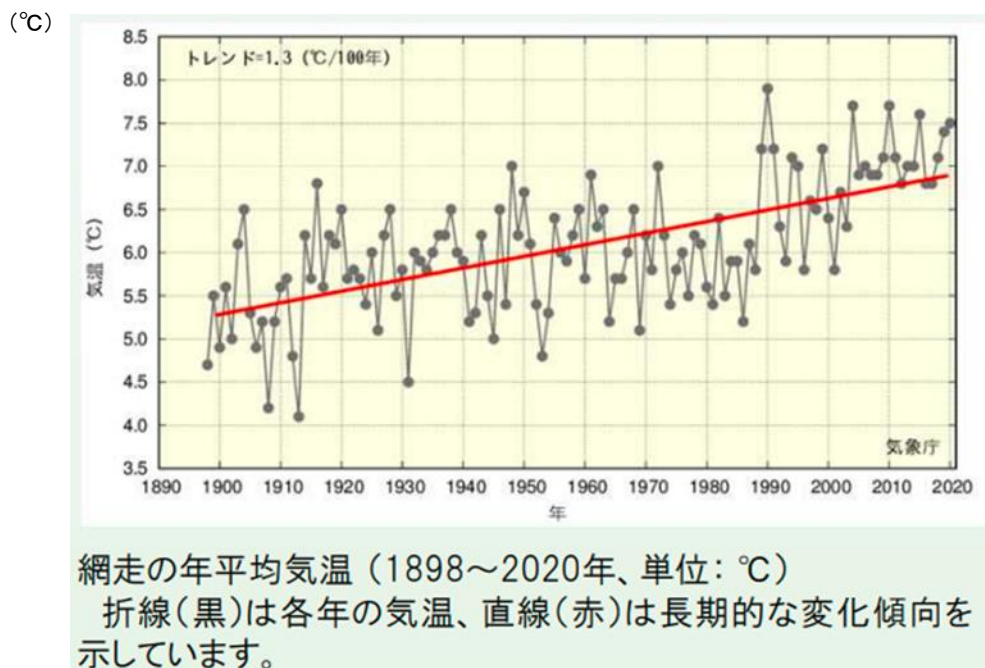


図1-1 網走の年平均気温の推移 出典：気象庁

## 第2章 環境の現況と課題

### (1) 町内の再生可能エネルギー導入等状況

令和4年度に「斜里町再生可能エネルギー導入戦略」を町民・事業者等で構成する「斜里町再エネ推進協議会」で議論し策定しました。この戦略では再生可能エネルギーと自然の両立や公共施設への再生可能エネルギー発電設備の導入検討など、2030年及び2050年を目標に斜里町の再生可能エネルギーや二酸化炭素排出抑制等に関する方針を掲げています。

太陽光発電システムについては、平成21年度に「住宅用太陽光発電システム設置補助事業」を開始し、導入を進めています。

平成23年度にはバイオマス燃料製造施設兼バイオマス熱利用施設として一般ごみ資源化施設を建設し、平成24年度には、バイオマス熱利用施設として 国保病院にバイオボイラ施設を建設するなど、太陽光エネルギー及びバイオマスエネルギーの導入を進めています。

しかし、再生可能エネルギーの導入は、初期投資が高額であること等が障害となっており、公共施設への導入がなかなか進んでいない状況です。（表 1-1）

表 1-1 再生可能エネルギー導入公共施設

導入施設	エネルギー種別	利用種別
図書館	太陽光	太陽光発電
町民公園さわやかトイレ	太陽光	太陽光発電
一般廃棄物資源化施設 (バイオボイラー)	RDF	施設ボイラー
斜里町国民健康保険病院 (バイオボイラー)	RDF	施設ボイラー

### (2) 一般家庭、民間事業者等における太陽光発電システムの普及状況

太陽光発電は最も導入しやすい再生可能エネルギーであることから、町内の事業者によって太陽光発電による売電事業が積極的に展開されています。家庭用については、平成21年度より住宅用太陽光発電システム設置補助事業を実施し、導入を促進しています。近年、電力小売り価格上昇傾向にあり、家庭用太陽光発電システムへの関心が大きくなっておりませんが、FIT（電力固定価格買取制度）価格の下落、設置コストの上昇等の要因もあり新規設置戸数が伸び悩んでいます。

あわせて、事業者による事務所等への売電を主の目的としない設置（自己消費型）についてもなかなか進んでいないことから、事業者への導入促進対策も必要です。

また、町外事業者による売電目的の太陽光発電所の新規建設が増加傾向にあり、令和3年度に「斜里町再生可能エネルギー発電施設設置に関する条例」を定め建設時の届け出制度を設けております。

さらに、FIT（電力固定価格買取制度）期間が終わる太陽光発電所も近年で出てくるため、

FIT期間終了後の太陽光発電所の活用も検討しなくてはなりません。

まちづくりの基本理念「みどりと人間の調和を求めて」実現のためにも、今後の太陽光発電施設を含めた再生可能エネルギー施設建設について注視が必要です。

### (3) バイオマス資源の利用状況

一般ごみ資源化施設で製造されるバイオ燃料の利用先(バイオマス燃料)は、燃料の成分がハードルとなっており、一般ごみ資源化施設内及び国保病院バイオボイラの2施設しかありません。また、道内製鉄所にてフォーミング抑制剤としての利用はされているものの、バイオ燃料の安定的な利用先の確保の観点からも、さらに利用先を拡充していく必要があります。

また、バイオ燃料以外のバイオマスエネルギーの普及が図られていないことから、他のバイオマスエネルギーの利活用を検討する必要があります。

### (4) 省エネルギー対策の現状

国全体の温室効果ガス排出量のうち、エネルギー起源の二酸化炭素が約9割を占めており、その多くが化石燃料由来です。化石燃料への依存を軽減することが、二酸化炭素の排出抑制になりますので、再生可能エネルギーへの転換と並行して、化石燃料の使用抑制、省エネルギーの取り組みを推進することが大切です。

寒冷地においては、冬期のエネルギーの熱利用(暖房等)が家庭におけるエネルギー消費の一定の割合を占めると言われております。住宅リフォームに係る補助金などの取組を通じ、住宅の断熱=省エネルギー化を促進しております。

斜里町公共施設照明LED化を随時推進しており、行政活動における省エネルギー化の取組を進めております。

### (5) 地球温暖化対策に係る実行計画の状況

令和5年3月「第3期 斜里町地球温暖化防止実行計画(事務事業編)」を策定し行政活動における二酸化炭素排出抑制を推進しております。また、同時期に「斜里町再生可能エネルギー導入戦略」を策定し、町域における取組の指針となるものを定めております。

### (6) 高効率型照明の導入状況

LED照明等の高効率照明機器の導入は、電気消費量を大幅に削減できることから、非常に有効です。また、水俣条約発効に伴い、水銀を含む照明機器(蛍光灯等)の製造や輸出入が出来なくなった影響もあり、街路灯や斜里町公共施設照明LED化を随時取り組んで

おります。

また、消費電力削減の経済効果やLED機器の低コスト化もあり、家庭や事業所においても照明のLED化が進んでおります。

### (7) 町民への普及啓発状況

家庭でできる省エネの取り組みは、小さな取組の積み重ねが大切であり、それらの優れた事例を紹介するなど、普及啓発事業の実施が不可欠です。広報による周知、講座等の開催等の啓発事業を積極的に実施する必要があります。

### (8) 環境教育

平成30年度から学童保育を中心に環境教育を行っており、再生可能エネルギー発電設備導入のようなハード対策、環境教育（人づくり）のようなソフト対策の両面で対策や取組を進めていく事が重要です。今後も、学童保育に限らず多様な場面で取組を進める必要があります。

### 2 資源循環

近年、生活形態の多様化に伴い、日常生活や事業活動などから排出される廃棄物が増加、多様化するとともに、全国的には最終処分場などの処理施設の確保が困難となっています。また廃棄物の地球環境への影響、ダイオキシン類などの化学物質による環境や人体への影響、資源の枯渇などが大きな問題となっています。

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の行動形態をあらため、天然資源の使用を抑制し、環境負荷の少ない循環型社会への転換が必要とされています。

循環型社会の実現のためには、第一にごみの発生を抑制(リデュース)し、次に発生したごみは再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)、熱回収の順に循環的利用を進め、循環的利用が困難な場合においても環境負荷を最小限に抑えた安全な方法で処分することが必要です。

本町では、昭和61年に以久科清掃センターに未利用資源活用施設を整備し、生ごみの堆肥化処理をはじめており、また平成6年にはビン・缶・紙類のリサイクル事業を開始するなど、全国でも先進的な取り組みを進めてきました。

また、平成18年度よりごみ処理手数料の有料化を始め、その際にリサイクル品目の手数料を無償とするなど、ごみの発生抑制、リサイクルへの誘導強化を図っています。

平成24年度には、エコクリーンセンターを整備し、新技術である高温高压処理方式を用いた一般ごみ等の燃料化事業を開始し、新たな生ごみ堆肥化施設による堆肥化事業と併せて、資源の循環の取り組みの強化を図っています。現在(2024年3月)のごみの分別は、平成25年度から加えた「燃えないごみ」「小型家電」や平成27年度から加えた「衣類(資源物)」を含めて15品目の取り組みをしており、ごみの減量化、リサイクルを積極的に進めています。

国では、廃棄物処理の広域化を以前から進めており、斜里町においても広域処理を検討しております。(2024年3月時点)広域化する事により効率的に廃棄物処理をする事ができ廃棄物処理の工程でのエネルギー化等の低炭素化への期待もできます。

#### (1) 一人一日あたりのごみの排出量

本町のごみの排出原単位は、令和4年度実績で 359kg/人・年であり、一方、家庭系ごみ(事業系ごみ以外)の排出原単位は、令和4年度実績で 237kg/人・年となっています。(図表 2-1)

観光客入込数が減少に転じているものの、ごみ排出量が減少しなかった原因としては、令和元年から流行した新型コロナウイルス感染症の影響で休業や臨時休校などが増えた事により事業所や住宅等の片づけ等による排出が増えたことが要因に挙げられます。

家庭系ごみの排出原単位を減らすため、町民ひとりひとりが、日々の生活の中でさらに排出するごみの量を減らす工夫を徹底していく必要があります。

表 2-1 一人一日当たりごみ排出量

	単位	H30	R1	R2	R3	R4
町全体ごみ排出原単位	kg/人・年	375	347	361	355	359
家庭系ごみ排出原単位 ※	kg/人・年	243	241	253	235	237
観光客入り込み数	人	1,143,451	1,165,149	642,985	610,111	708,148

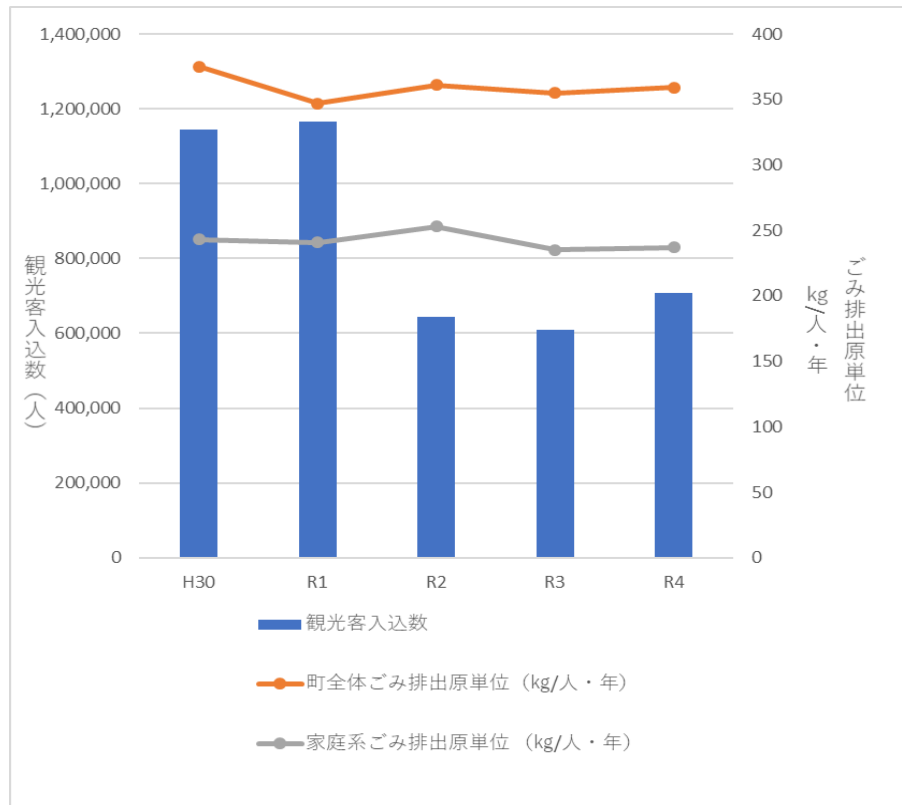


図 2-1 一人一日あたりごみ排出量の推移

(2) ごみ区分ごとの排出量の推移

一般ごみ、生ごみ、資源物については人口減少に伴い減少傾向にあります。(図表 2-2)

表 2-2 ごみ区分ごとの排出量の推移 (単位: トン)

	H30	R1	R2	R3	R4
一般ごみ	1,553	1,565	1,470	1,480	1,489
生ごみ	1,323	1,295	1,131	1,109	1,121
燃えないごみ	109	110	128	110	121
粗大ごみ	313	144	289	279	269
資源物	1,015	859	1,017	891	877
合計	4,313	3,973	4,035	3,869	3,877

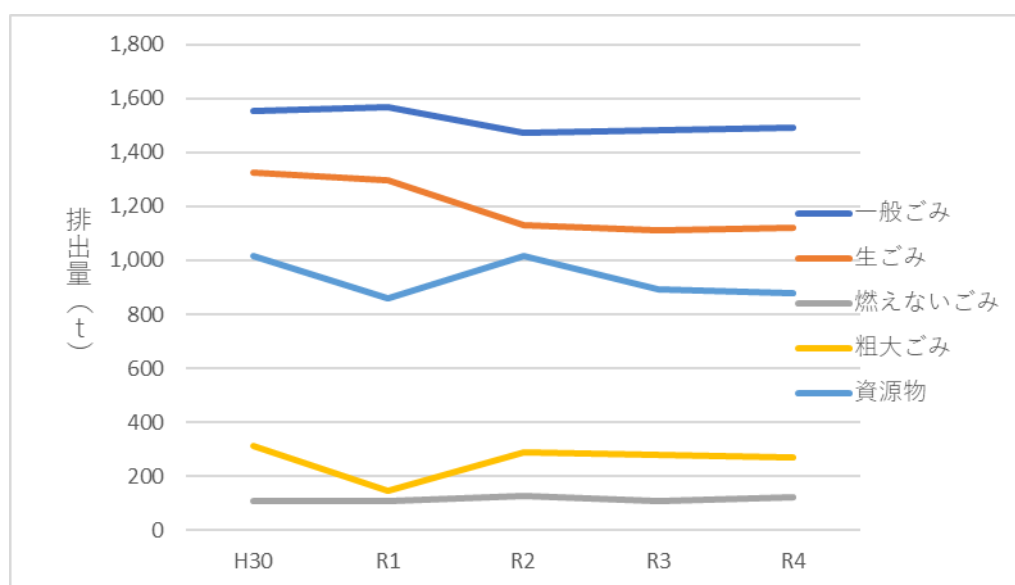


図 2-2 ごみ区分ごとの排出量の推移

### (3) ごみ処理の現況

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、法）により、市町村に一般廃棄物の処理が義務付けられており、市町村が法の基準に従って適正に処理しなければいけません。

斜里町のごみ収集体制は、全域において家庭系ごみのステーション収集を実施しており（粗大ごみは一部未収集）、事業系ごみは、ごみ排出者の責任において自己搬入もしくは委託搬入しています。また、排出されたごみの処分については、生ごみは堆肥化処理、生ごみを除く可燃性廃棄物はバイオ燃料への資源化処理、不燃性廃棄物は最終処分場への埋立、資源物は再資源化ルートへの受け渡しを実施しています。これらの収集・処分を、平成 24 年度から民間事業者への委託業務として実施し、適正に処理しています。

また一方で、みだりにごみを捨てることと焼却することは法により禁じられています。

不法投棄と野外焼却は、悪質な場合には数億円の罰金が科されるほど厳罰化が進んでいるにもかかわらず、あとを絶ちません。

### (4) 集落地域のごみ収集状況

現在、集落地域では粗大ごみは収集されていませんが、自己搬入の場合の処理手数料は、斜里市街地及びウトロ市街地と比較して半額になっています。また、集落地域の生ごみは週に1回の収集ですが、斜里市街地及びウトロ市街地は週に2回収集しています。本町の行政区域面積が広大であることから、集落地域の収集にはコストが嵩むという課題がありますが、公平で効果的な収集体制の検討が今後も必要です。



(5) ごみステーションの管理

本町のごみステーションは、自治会等のごみ排出者自身により設置、管理されています。ステーションに、指定袋に入っていないごみや、収集日以外のごみ、分別がきちんとされていないごみなど、ルールを守らない排出が非常に多く、ステーションの利用者が困っています。不適正排出をなくすため、根気強く対策を進めていく必要があります。

(6) 不法投棄、野外焼却の状況

空き地や山林、人目の付きにくいところへの不法投棄、ごみの野外焼却が絶えません。(表 2-3)特に行楽シーズンの前浜海岸、観光シーズンの沿道のポイ捨て、防風林への粗大ごみの投棄が目にする状態です。不法投棄・野外焼却をなくすため、根気強く対策を進めていく必要があります。

表 2-3 不法投棄された家電リサイクル品処理件数推移

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
10	18	14	37	10	5	4	11	2

(7) 農業用廃プラスチック処理の状況

畜産物の生産資材として使用される農業用廃プラスチックは産業廃棄物であり、その野外焼却は健康被害が想定される上、法で厳しく禁じられており、適正ルートでの処理が必要です。そのため、平成15年に農協と斜里町が支援する形で斜里町農業用廃プラスチック等適正利用推進協議会を設置し、協議会(営農集団)が主体となって廃プラスチックの適正な収集、処分を実施しています。廃プラスチックは今後も多く発生することから、継続的な処理が必要です。

(8) ごみ処理施設の管理運営上の課題

平成24年から稼働しているエコクリーンセンター資源化施設では、以下の課題が発生しています。①生産している生成物には塩素が含まれており、通常のボイラーではダイオキシンの発生や機器の腐食の原因となることから、そのまま燃焼することが出来ない、②燃焼後の灰分(あく)が木製ペレットの約3倍と多く、清掃の手間がかかる、③斜里町だけが一般廃棄物から生成物を製造していることから、他に参考となる使用事例が無く、独自に売却先等を見つけなければならない、④エコクリーンセンターのバイオボイラーは現在のところは燃焼しているが、製造メーカーがボイラーの生産から撤退をしており、今後20年以上稼働する間に大規模な故障が発生した場合には、修理が不可能になる可能性がある、⑤他メーカーのバイオボイラーについて、斜里町の生成物ペレットを

安定的に燃焼する実績を持つボイラーは無い状況、⑥室蘭市の製鉄工場は民間企業であり、斜里町の高圧高温処理施設が稼働している期間、購入する保証は無く、斜里町の生成物より安価で性能の良い物が販売された場合には切り替わる可能性や、鉄鋼の生産状況により使用量が大きく変動する場合がある、⑦室蘭市と北斗市に約1,000トン以上の生成物を民間事業者にて輸送しているが、運送費用は運転手不足に伴い上昇傾向にある。

これらの課題があることから、網走市、美幌町、斜里町、小清水町、大空町による広域処理施設整備の検討を行っていますが、施設稼働が令和12年頃となることから広域処理施設稼働までの期間はエコクリーンセンターでのごみ処理を継続する必要があります。

リサイクルセンターについては、平成12年度から現在の施設で処理をしていますが、施設の老朽化や作業員の確保が課題となっており、品目ごとの広域処理も検討する必要があります。

### (9) 以久科最終処分場の管理状況

以久科最終処分場については、平成23年度をもって埋立終了していますが、法によって廃止の基準が定められており、基準を満たすまでの間、安定的に管理運営する必要があります。

### (10) ごみ処理手数料の状況

平成18年度のごみ処理有料化にあたり、以久科清掃センターでのごみ処理費用を前提として手数料を設定しました。当時のごみ処理方式は単純な破砕埋立方式でしたが、環境負荷が大きい分、処理費用は非常に安価でした。現在は、処理を委託化するなど管理費用のスリム化を図っていますが、資源化処理に伴い処理工程が複雑化し、施設の運営コストが嵩んでいます。平成18年度以降、処理手数料の変更を行っていないことから、現状の処理経費を踏まえた、手数料設定の見直し検討が必要です。

また、現在（2024年3月）検討している、廃棄物広域処理を行う際にも手数料設定の見直し検討が必要になります。

### 3 安全安心

安全安心な生活を確保するためには、大気・水環境が良好な状態にあり、また、身近な自然や地域の歴史を感じられる、心豊かな快適環境が確保されていることが必要です。我が国の公害対策は、高度成長期に全国各地で公害が社会問題となり、大気汚染、水質汚濁、悪臭等の各々の公害源に応じて、昭和40年代から50年代前半にかけて、法整備が進められました。こうした社会状況に応じて、本町においても昭和48年に斜里町公害防止条例を制定し、公害の課題に対応してきました。

その後、高度成長期から地球環境保全の時代に移行しましたが、それまでの法規制では地球環境規模の課題に対応できなくなったことから、あらためて個別の公害関連法の上位法として平成5年に環境基本法が制定されました。この環境基本法は、公害対策のみならず、国の環境政策の基本法として位置づけられています。

これに呼応するように、平成15年度に本町においても環境基本条例を制定し、この中であらためて公害対策を位置づけ、生活環境の保全に努めています。

大気・水環境の保全においては、法令等や協定に基づく公害対策のほか、水源から海域まで水域全体の保全対策や生活排水対策も重要です。生活排水対策としては、斜里下水道が昭和62年度に、ウトロ下水道が平成14年度に供用開始され、現在も整備を続けています。下水道全体計画区域以外においては、浄化槽の設置を促進しており、下水道及び浄化槽による生活排水処理を推進しています。

また、河川環境の保全や情報共有等を目的とした「斜里川水系河川環境保全連絡会」を令和元年に斜里第一漁業協同組合、ウトロ漁業協同組合、しれとこ斜里農業協同組合、ホクレン中斜里製糖工場、斜里町の5者で立上げました。

本町の身近な自然やみどり、地域の歴史や文化財は、日常生活や余暇活動など様々な場面で、人々に潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさをもたらしています。そして、身の回りの環境を清潔で美しく保つことは、きれいで住みよいまちづくりの基本となるため、自治会連合会環境衛生部会等の住民による環境美化活動や清掃活動が推進され、平成20年度に「斜里町ポイ捨て禁止条例」を制定するなど、住みよいまちづくりのための活動が展開されています。また、公園・緑地や親水域の整備や維持管理、さまざまな緑化事業等を通じて、みどりや水辺とのふれあいの場が確保されています。

#### (1) 法令等に基づく公害関係施設等の監督、指導状況

公害関連法令等は整備されていますが、法令等に基づく対応主体が、それぞれを監督、監視、指導しており、対応窓口は非常に複雑になっています。(表 3-1)

## 第 2 章 環境の現況と課題

表 3-1 公害関係施設等に係る対応窓口

法令等	対象施設	対応窓口		備考
		道	市町村	
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	○		
	粉じん発生施設	○		
水質汚濁防止法	汚水排出施設	○		
騒音規制法	騒音発生施設		○	
	特定建設作業		○	
振動規制法	振動発生施設		○	
	特定建設作業		○	
悪臭防止法	施設規制なし		○	エリア規制
土壌汚染対策法	施設規制なし	○		汚染のおそれのある土地 に対する規制
北海道公害防止条 例	ばい煙発生施設	○		一部の市町村に移譲あり
	粉じん発生施設	○		〃
	汚水排出施設	○		〃
	騒音発生施設		○	
	振動発生施設		○	
	悪臭発生施設	○		一部の市町村に移譲あり
斜里町公害防止条 例	ばい煙発生施設		○	
	粉じん発生施設		○	
	汚水排出施設		○	
	騒音又は振動発生施 設		○	

### (2) 臭気対策の現況

町内には澱粉工場や養鶏場などの施設があり、事業者の責務として施設の衛生的な管理及び臭気の軽減対策は実施されていますが、引き続き施設の監督、監視を継続していく必要があります。

### (3) 環境指標の把握状況

環境基本法では、大気、河川・湖沼水質等の項目ごとに維持するべきのぞましい基準として、環境基準を定めています。本町においては、北海道が斜里川河口の水質を定期

的に測定しているほか、公害関連法令に基づいて、公害源を排出する事業所単位で測定を実施してきましたが、これだけでは、本町における公害の影響、環境の状況把握に限界がありますので定期的な測定が必要です。

### (4) 斜里川水系の水質状況

年間、春・秋の2回斜里川水系等の河川水質検査を行っております。異常があった場合には原因等を把握できる体制づくりが必要です。また、定点観測により事案発生の前後の比較が可能になることから、今後も継続し検査を実施できる体制が必要です。

### (5) 水源地域の保全の現況

平成24年度に北海道水資源の保全に関する条例が制定されるなど、道内における水資源の保全に関する気運が高まっています。本町においては、地方公営企業法に基づく水道事業として、斜里上水道、ウトロ簡易水道を設置しており、そのほかに、水道利用者等が管理する地域における水道施設が10か所あります。(表 3-2)

これらの水道水の安定的な供給のため、水源地域の保全が必要です。

## 第2章 環境の現況と課題

表 3-2 斜里町の上水道、簡易水道、飲料水等供給施設

水道名	原水の種別	水道名	原水の種別
斜里町上水道	湧水	豊里地区飲雑用水供給施設	河川自流
斜里町ウトロ簡易水道	河川自流	以久科南施設飲雑用水供給施設	湧水
来運地区飲雑用水供給施設	湧水	越川地区飲雑用水施設	湧水
中斜里来運地区飲料水供給施設	湧水	朱円地区飲雑用水施設	湧水
三井北地区飲料水供給施設	湧水	峰浜専用水道	湧水
三井東地区飲料水供給施設	湧水	日の出地区飲雑用水供給施設	河川自流

### (6) 公共下水道及び浄化槽普及の現況

生活排水処理については、下水道全体計画区域においては下水道施設の整備及び水洗化を促進し、それ以外の地域においては浄化槽の設置を促進しています。

昭和62年度から供用開始されている斜里公共下水道については、管渠などの老朽化が進んでいることから、施設の更新、改修が必要です。また、表 3-3 のとおり、令和4年度末における下水道事業の水洗化率は 94.6%と高い値ですが、浄化槽については 63.2%という状況です。浄化槽の更なる設置促進が必要です。

表 3-3 斜里町の下水道事業及び浄化槽事業の水洗化率

	(単位:人)			
	斜里	ウトロ	計	浄化槽
全体区域内人口 A	9,706	1,096	10,802	—
処理区域人口 B	7,711	1,031	8,742	2,060
水洗化人口 C	6,945	797	7,742	1,302
水洗化率 C/B	95.4%	88.0%	94.6%	63.2%

### (7) 排水環境等の現況

水環境の保全のためには、生活排水処理普及率の向上のほか、家庭等からの排水を適切に集水し、公共水域に排出する機能をもつ排水路の維持管理も重要です。このため、農業排水路や道路側溝等の生活の身近にある排水路の適切な維持管理が必要です。

前浜地域の排水路は水産加工場等の排水が流入しており、特に工場の最盛期には赤みを帯びた水や泥水が流れ出ています。これらは水質汚濁防止法の規制値等を遵守しており、さらに各工場では自主的に対策を施し改善に努めていますが、平成29年度完成した衛生管理型漁港運用と整合を図る必要があります。

### (8) 公害防止協定の締結等の状況

環境影響評価法に規定する大規模な事業を実施する場合、環境影響評価の実施や、関係団体や町との公害防止協定の締結が必要ですが、環境影響評価法に定める規模未満の事業については必要ありません。しかし、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業を実施する事業者は、現状でも町や関係団体と自主的に公害防止協定を締結し、環境への負荷低減に配慮しています。令和元年に関係4団体と斜里町で構成する「斜里川水系環境保全連絡会」を設立し、河川環境、操業期前の情報共有や事案発生時の情報共有や対応策の協議を行っております。

### (9) 環境美化対策

自治会連合会環境衛生部会により、花いっぱい運動が継続的に実施されています。花いっぱい運動とは、町内各所に花壇をつくり、ペチュニアやマリーゴールド、サルビアの花を植えている取組です。他にもボランティアによる町内の清掃活動が頻繁に実施されており、町民による環境美化活動が積極的に推進されています。平成20年度には斜里町ポイ捨て禁止条例を制定し、自治会から地域の監視役として環境美化推進協力員を選出し、ポイ捨ての撲滅、生活環境の向上に協働で取り組んでいます。このような環境美化事業を通じて、自然と調和した生活空間の確保に継続して取り組んでいく必要があります。

### (10) 緑化事業等の実施状況

身近な環境の緑化を目的として、平成5年から事業所の緑化助成事業を実施し、平成10年から一般家庭に対してミズナラやアカエゾマツなどの苗木の配布事業を実施してきましたが、一定程度の目的を達成したことから、事業所に対しては平成16年度、一般家庭に対しては平成17年度をもって事業を廃止しました。

現在取り組んでいる緑化事業としては昭和25年頃から町民植樹祭を長年にわたり実施しており、緑豊かな教育環境づくり及び、環境意識醸成等を目的とした取組が実施されています。これらの事業を継続して実施し、町民や事業者による自主的な緑化活動を推進していく必要があります。

(1 1) 身近な緑や水辺とのふれあい環境の状況

物の豊かさよりも心の豊かさやゆとり、潤いなど精神的充足を大切にする傾向が強まっており、豊かな緑や清らかな水辺、ビオトープなどの快適な環境づくりが重要になってきています。公園、緑地や水辺は、町民の憩いの場として心豊かな環境を構成する重要な役割を果たしており、街路樹の緑化と併せ、適切な維持管理を続けていく必要があります。また、身近に自然とふれあえる場の確保、活用を図っていく必要があります。

表 3-4 斜里町の都市公園、農村公園

名称	位置	種別	面積 (ha)
斜里町民公園	朝日町 3 番地ほか	総合公園	21.6
本町公園	本町 55 番地	街区公園	0.29
青葉公園	青葉町 38 番地	街区公園	0.25
港町公園	港町公園 13 番地他	街区公園	0.25
砂丘公園	港西町 10 番地	街区公園	0.3
文光なかよし公園	新光町 10 番地	街区公園	0.11
かえで緑地	青葉町 54 番地	都市緑地	0.62
はまなす公園	青葉町 21 番地他	近隣公園	1.8
あさひ広場	朝日町 28 番地	街区公園	0.27
光陽公園	光陽町 49 番地 1	街区公園	0.44
中斜里農村公園	中斜里 38 番地	農村公園	0.89
以久科農村公園	以久科北	農村公園	1.5

表 3-5 町内で自然とふれあうことのできる主な施設等

施設名	用途・目的
みどり工房しゃり	土に親しむ、農業体験
ペレケ公園	水に親しむ
遠音別さけます遡上観察施設	水に親しむ、生態系観察
博物館野外観察園	生態系観察
朝日小げんきの森	森林に親しむ
自然センター周辺の森	森林に親しむ、生態系観察

(1 2) 歴史的文化的環境資源の現状

町内には多くの文化財があります(表 3-7)。この他にも、昭和初期に建てられた旧役場庁舎(旧図書館)等の歴史的な建造物や旧根室街道、旧網走街道など歴史の香りがする風景が残されています。これらは、本町の歴史や自然史を伝える環境資源としての価値を有しています。



## 第 2 章 環境の現況と課題

表 3-6-1 町指定文化財 11 件

	名称	種類	指定年月日	所在	所有者
1	旧斜里神社拝殿	建造物	昭和 51 年 (1976) 11 月 8 日	本町 49-2 知床博物館	斜里町
2	絵馬	有形文化財	昭和 51 年 (1976) 11 月 8 日	本町 49-2 知床博物館	斜里町
3	歌枕額	有形文化財	昭和 51 年 (1976) 11 月 8 日	本町 49-2 知床博物館	斜里町
4	津軽藩士死没者の過去帳	有形文化財	昭和 57 年 (1982) 7 月 1 日	本町 47-2 禅龍寺	個人
5	津軽藩士死没者の供養碑	有形文化財	昭和 57 年 (1982) 7 月 1 日	本町 49-2 町民公園	斜里町
6	津軽藩士死没者の供養碑	有形文化財	昭和 57 年 (1982) 7 月 1 日	朝日町 4-2 日照寺	個人
7	津軽藩士シャリ陣屋跡	史跡	昭和 62 年 (1987) 7 月 1 日	本町 52-24	個人
8	津軽藩士墓所跡	史跡	昭和 62 年 (1987) 7 月 1 日	本町 49-2 町民公園	斜里町
9	シャリ運上屋 (会所) 跡	史跡	昭和 62 年 (1987) 7 月 1 日	港町 8-28	個人
10	斜里神社石灯籠	有形文化財	平成 15 年 (2003) 3 月 26 日	本町 44 番地 2	個人
11	来運 1 遺跡	史跡	平成 24 年 (2012) 8 月 29 日	来運 20-5・24、 27-5・15・16	斜里町

表 3-6-2 道指定文化財 5 件

	名称	種類	指定年月日	所在	所有者
1	斜里朱円周提墓群	史跡	昭和 32 年 (1957) 1 月 29 日	朱円西 76-1	斜里町
2	朱円堅穴住居跡群	史跡	昭和 42 年 (1967) 6 月 22 日	朱円、国有林 143 林班	国
3	斜里朱円周提墓群出土品	有形文化財	平成 25 年 (2013) 3 月 29 日	本町 49-2 知床博物館	斜里町
4	オジュンクシユン粗粒玄武岩柱状節理	天然記念物	昭和 48 年 (1973) 3 月 14 日	ウトロ西、国有林 1376 林班、一般海浜地	国
5	斜里海岸の草原群落	天然記念物	昭和 48 年 (1973) 3 月 14 日	美咲・大栄、国有林 1141 林班	国

表 3-6-3 国登録文化財 1 件

	名称	種類	登録年月日	所在	所有者
1	旧国鉄根北線越川橋梁	有形文化財	平成 10 年 (1988) 7 月 23 日	字越川 245 番 8 他	斜里町

表 3-6-4 国指定文化財 9 件

	名称	種類	登録年月日	所在	所有者
1	タンチョウ	特別天然記念物	昭和 27 年 (1952) 3 月 29 日	—	—
2	オジロワシ	天然記念物	昭和 45 年 (1970) 1 月 23 日	—	—
3	オオワシ	天然記念物	昭和 45 年 (1970) 1 月 23 日	—	—
4	エゾシマフクロウ	天然記念物	昭和 46 年 (1971) 5 月 19 日	—	—
5	クマゲラ	天然記念物	昭和 40 年 (1965) 5 月 12 日	—	—
6	ヒシクイ	天然記念物	昭和 46 年 (1971) 6 月 28 日	—	—
7	マガン	天然記念物	昭和 46 年 (1971) 6 月 28 日	—	—
8	カラフトルリシジミ	天然記念物	昭和 42 年 (1967) 5 月 2 日	—	—
9	チャシコツ岬上遺跡	史跡	平成 3 1 年 (2019) 2 月 2 6 日	ウトロ西、国有林 1377 林班	国

### 4 人づくり

自然環境の保全、地球温暖化対策、循環型社会の実現など今日の環境を取り巻く課題は広く多岐にわたっていますが、そのすべてが日常の生活や事業活動などに密接に関係しており、私たち一人ひとりの自発的な取り組みを必要としています。

環境教育・環境学習は、そうした活動を促す有効な手段と考えられており、日本では環境保全に対する意識・意欲を高め、持続可能な社会を構築することを目的として、平成15年に「環境保全活動・環境教育推進法」（現「環境教育等促進法」）が制定されました。

本町では、児童生徒に対して身近な自然など地域資源を活用した総合学習への支援、世界遺産体験学習などを通じた学習プログラムの提供、高校総合学科授業「知床自然概論」、斜里中学校総合学習「斜里未来デザイン計画」への講師派遣等を行っています。また、知床博物館を中心に町民を対象とした自然観察会や各種講座、講演会の開催、郷土学習シリーズや知床ライブラリーといった出版物の発行、大学生を対象にした実習受入れなど様々な環境教育・環境学習にも積極的に取り組んでいます。

平成30年度から二酸化炭素排出抑制対策としてcool choice普及啓発事業として小学生を対象に環境教室の実施など継続的に取り組んでいます。令和4年度策定「斜里町生成可能エネルギー導入戦略」においても、気候環境教育の推進を掲げており、今後も各種取組を進めていく必要があります。

#### (1) 環境教育の現状

小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施されている新学習指導要領において、ESD（持続可能な開発のための教育）は、基盤となる理念であり、子どもたちには「持続可能な社会の創り手」となることが期待されています。本町では、多くの学校で総合的な学習の時間に環境学習が実践されていますが、環境教育は一部の教科のみではなく、学校の教育活動全体を通して総合的、体系的に行われることが理想であり、学校全体でその重要性について共通の認識を深め、年間計画の下に一層推進していく必要があります。

また、環境保全の問題意識や取り組みを引き出す役割は、家庭、学校、事業所など、あらゆる場が担っており、地域における環境学習が促進されるよう、学習機会や学習場所の提供など支援していく必要があります。

#### (2) 担い手対策

環境施策を進めるためには、分野によっては専門的知識を持つ技術者などの人材が必要であり、自然環境の保全対策では町が設立した公益財団法人知床財団が、行政を補完する担い手として大きな役割を果たしています。また、これからのまちづくりにおいては、多様な主体による協働・連携が不可欠であり、特に地域における環境保全活動は、

町民や団体等が参加して地域ぐるみで身近な環境を守り、良くしていこうとする自主的な取り組みが大切です。そのためには、関係者間の調整・ネットワークづくりを行う役割を担う人や、活動の場で参加者の自発的な行動を上手に引き出したり促進したりする役割を担う人の存在は欠かせないことから、こうした人材を育てていく必要があります。

### 5 自然との共生

知床の原生的な自然をはじめ、身近な緑や水辺などの豊かな自然環境は、多くの野生生物を育むとともに、水源のかん養、災害の防止、大気の浄化、生態系や生物多様性の保全などの様々な公益的機能を有しており、さらには、潤いや安らぎといった面からも私たちに多くの恩恵をもたらしています。

こうした本町の自然環境は世界に誇ることでできる国民共有の財産であり、より良い形で次世代に引き継いでいく必要があります。また、環境負荷の低減に配慮した持続的な農林水産活動を通じて、その環境保全能力と公益的機能の維持、増進が期待されています。

#### (1) 自然公園等保護区の状況

知床半島は、知床国立公園をはじめ、遠音別岳原生自然環境保全地域、国指定知床鳥獣保護区、知床森林生態系保護地域、その他北海道の条例に基づく自然保護区の指定など、様々な保護地域制度が適用されており、保護区内の自然環境は幾重もの手厚い保護の網がかけられています。（表5-1, 図5-1）

平成17年には、知床が日本で3件目の世界自然遺産に登録され、様々な課題に対して遺産地域の保全を担う環境省、林野庁、北海道と連携し、科学的知見を反映した順応的な保全管理が実行されています。また、町が設立した公益財団法人知床財団は、野生動物やその他の自然環境の保全に携わる実働組織として、これら保護区の管理運営の中核を担っています。本町では、昭和47年に制定した自然保護条例に基づく保護地区として斜里神社周辺の森と朱円小学校の桜園を「環境緑地保護地区」に指定しているほか、由緒由来のある郷土の記念樹木として、峰浜小学校のハルニレ、以久科小学校のイチイ、越川小学校のアンズ、日の出佐藤宅のブンゴウメ他2本を指定しています。

これらの保護区は、今日まで地域住民の憩いの場やシンボルとしてその役割を果たしていますが、学校廃校等により近年は記念保護樹木の存在が薄まりつつあります。また、高齢化による枝折れ等も発生しており、適切な保護の実施と、環境教育の場、教材としての活用が望まれます。

#### (2) 海洋環境の保全

オホーツク海に面して100kmに及ぶ本町の海岸線には、海流による他地域からの流入も含めて多くの家庭系、水産系の廃棄物が漂着しています。こうした海岸漂着物や、利

## 第2章 環境の現況と課題

ユーザーにより放置されるごみは、景観の保持や衛生管理に支障をきたすばかりでなく、生息する野生生物にも危害を与えることが懸念されています。

平成18年には、油に汚染された海鳥が本町沿岸に大量漂着するなど、海洋生態系への被害が生じました。また、石油・液化天然ガス輸送が実施されており、大型タンカー等による流出油事故が懸念されています。万一、北海道北岸域で油濁事故が発生した場合、知床を含めオホーツク海沿岸海域への大規模汚染が予想され、豊かな漁場や自然環境への被害は甚大なものになることから、防除体制の確立など海洋環境を守るための対策が求められています。

表 5-1 法令等に基づく保護地域の指定状況

名称	関連法令等	指定年	指定面積	所管官庁
網走国定公園	自然公園法	S33	37,261ha	北海道
知床国立公園	自然公園法	S39	陸 38,636ha	環境省
遠音別岳原生自然環境保全地域	自然環境保全法	S55	1,895ha	環境省
国指定知床鳥獣保護区	鳥獣保護法	S57	44,053ha	環境省
ウトロ崎学術自然保護地区	北海道自然環境等保全条例	S49	1ha	北海道
以久科海岸道自然環境保全地域	北海道自然環境等保全条例	S51	126ha	北海道
斜里岳道立自然公園	北海道立自然公園条例	S55	2,980ha	北海道
知床森林生態系保護地域	国有林野管理経営規定	H2	46,004ha	林野庁
知床世界自然遺産地域	世界遺産条約 (UNESCO)	H17	71,103ha 陸 48,750 ha 海 22,353 ha	環境省 林野庁 文化庁 北海道

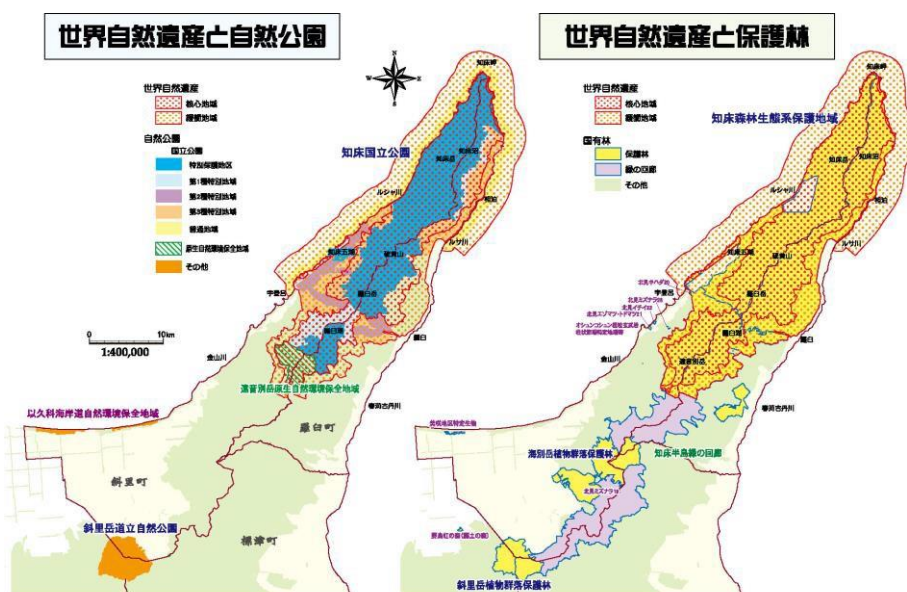


図 5-1 世界自然遺産地域と各種法の保護地域

元図作成: さっぽろ自然調査館

(3) 100 平方メートル運動地の保全、森林再生

「しれとこ100平方メートル運動地」は、全国の寄付者から自然保護を託された共有地的な性格をもつ公有地であり、町が責任を持って運動地を原生の森に再生し、未来永劫確実に保全していく必要があります。

しかし、現在の森づくりは、増えすぎたエゾシカが障壁となって広葉樹種の生長が思うように図られていないことから、ササ地の掻き起こしやギャップ造成を行うなど樹種多様化に向けた取組みを行っています。原生の森の姿に戻るまでには数百年単位の時間が必要であり、エゾシカ対策と並行して、運動推進のための安定的な寄付の確保と、次世代を担う人の育成に力を入れていく必要があります。

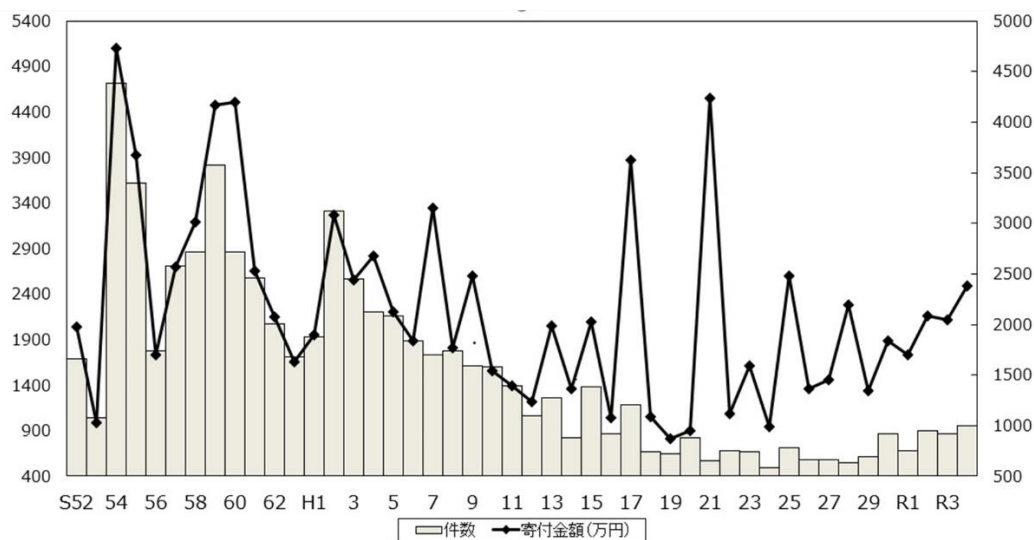


図 5-2 しれとこ100平方メートル運動参加者数、寄付金額の推移

(4) 世界遺産地域、国立公園内の利用状況

知床世界自然遺産地域、知床国立公園には、年間約70万人（令和4年度）の観光客が訪れており、利用の集中等による自然環境への負荷が懸念されています。

特に、登山、シーカヤック、釣りなど利用の多様化に伴う、漁業活動や、野生生物との軋轢、ごみやし尿の放置などが課題となっています。

また、知床岬地区など利用規制地域への無秩序な立入りもあり、遭難防止、鳥類等の繁殖地への影響、外来植物の侵入・拡大防止の観点から、適正利用のための仕組みづくりが必要です。

(5) 野生生物の保護管理の現況

極めて原始性の高い自然環境が形成される本町には、シマフクロウ、オオワシ、オジロワシ、ケイマフリなどの希少鳥類をはじめ、海域、陸上には多様な野生生物が生息しています。こうした野生生物は、環境に応じた相互の関係を築きながら生態系を形成しており、知床の自然を維持していく上で大きな役割を果たしています。

知床半島のヒグマ個体群は、世界有数の高密度状態で維持されており、知床を象徴する野生生物の一つになっています。また、世界自然遺産地域の海と森をつなぐ担い手として生態系を構成する重要な役割を果たしています。一方、ヒグマの行動域と人の活動域が近接していることから、観光利用に伴う遭遇、住民の生活圏への出没が日常的に発生しており（図 5-3）、その結果、人家や道路付近への出没、農業、漁業被害が発生しています。令和5年度はヒグマ大量出没年に該当し、斜里町内におけるヒグマ目撃件数は12月末時点で2,019件（過去最高平成24年度：1,763件）となっており、対応がより困難な市街地への出没が頻発しました。また、観光客等の不用意な接近や、餌付け、ごみの放置など不適切な行為も確認されており、地域住民の安全を脅かす事態の発生が懸念されています。こうした現状に対し、本町では、追い払い等の対応や、電気柵等による市街地の防衛、知床五湖の利用調整地区制度の導入など国内では例を見ない総合対策を展開しています。

極めて過密となったエゾシカは、知床半島の植生を大きく変化させるとともに、農作物被害や、交通事故の発生、住宅地への滞留による住民生活との軋轢も大きくなっています（図 5-4, 図 5-5）。また、キツネやカラスなどによる農業被害も生じており、これらの鳥獣について、猟友会と連携して、被害地域での捕獲等、被害防除策を進めていく必要があります。

町の有害鳥獣対策のうち、半島基部農地での鳥獣の有害駆除については、猟友会斜里分会のハンター（駆除従事者）による対応を中心に進めていますが、高齢化、捕獲技術の伝承等が課題となっています。

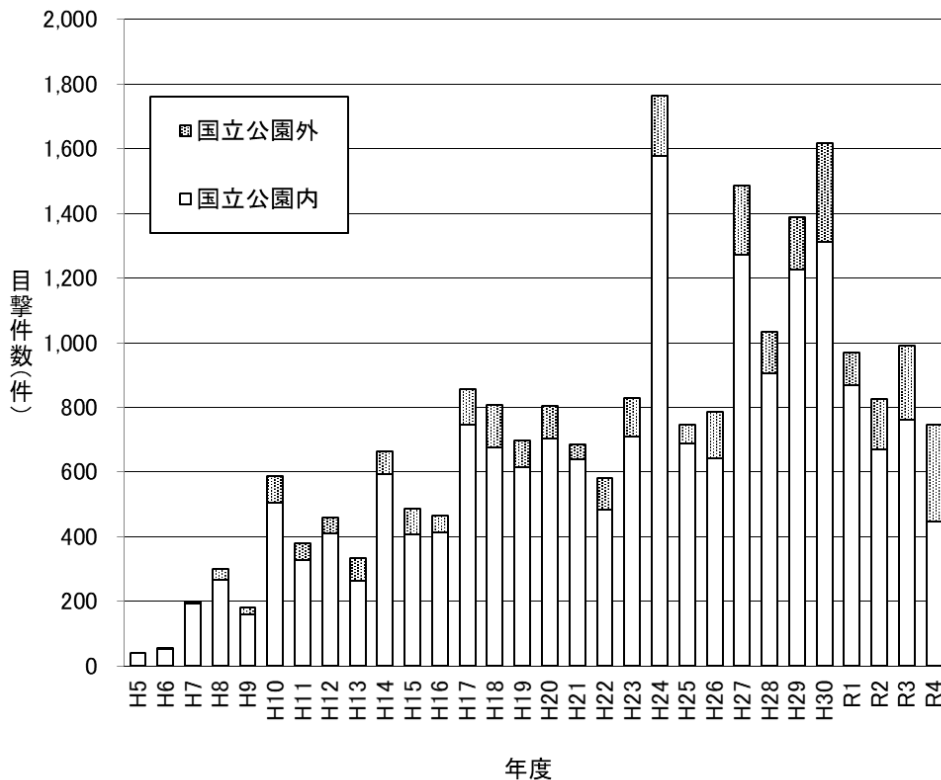


図 5-3 斜里町内におけるヒグマ目撃件数の推移

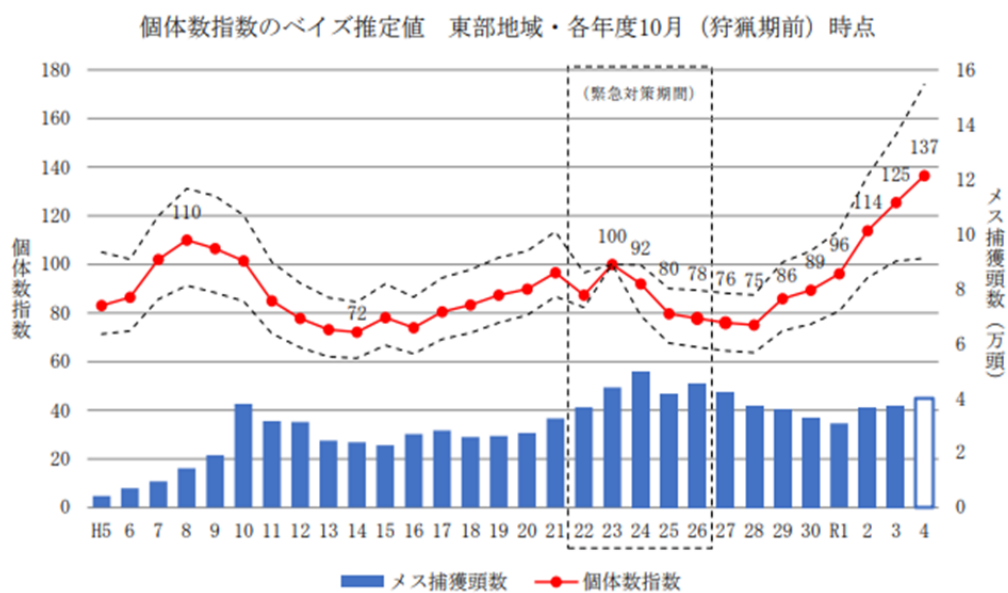


図 5-4 北海道におけるエゾシカ個体数指数のベイズ推定値（東部・各年度狩猟期前）

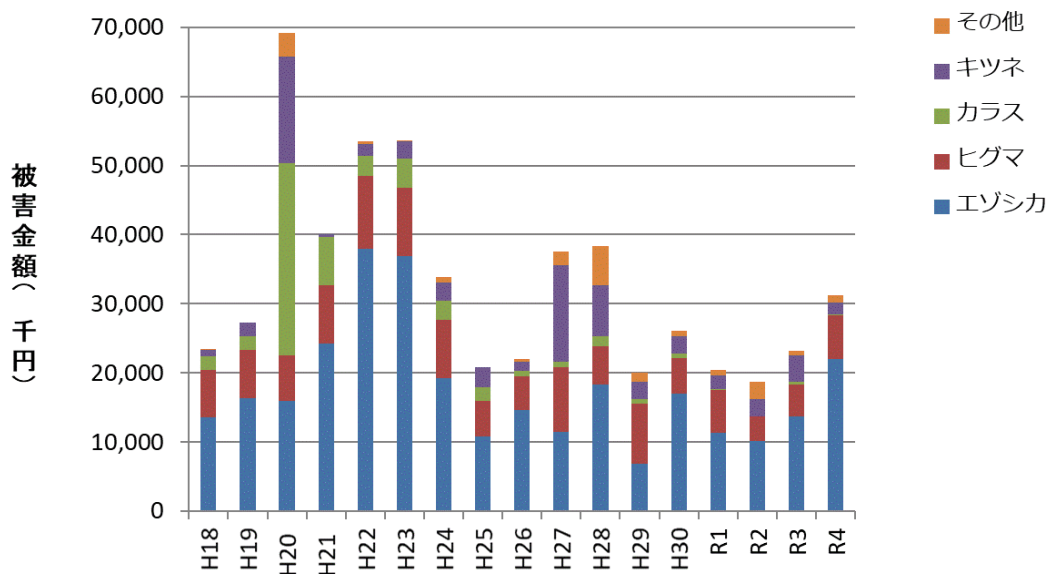


図 5-5 斜里町における野生鳥獣による農業被害額の推移

(6) 外来種の侵入、定着の状況

全国各地で農業などに多大な被害を及ぼしているアライグマは、国立公園内や農地周辺での生息が確認されており、貴重な野生鳥獣や農業への被害が懸念されています。この他にも、ウチダザリガニ、セイヨウオオマルハナバチなどの侵入、定着も確認されており、こうした特定外来生物の分布拡大によって、知床半島固有の貴重な生態系への影響が危惧されています。

植物では、土地利用が変化する中で、平野部や水辺の在来植生が失われつつあり、代わってイネ科牧草やアメリカオニアザミが勢力を強めています。



# 第3章

## 計画の目標

めざすべき環境像および基本目標を示します

## 1 本町がめざす環境像

本町は、昭和46年の第1次斜里町総合計画から一貫して「みどりと人間との調和を求めて」という理念を掲げ、今日までまちづくりを進めています。

この総合計画で掲げる基本理念及び環境基本条例の基本方針実現に向けて、環境の保全及び創造に関する取り組みを発展的に推進していくため、町・事業者・町民及び滞在者がより共通認識を持ちやすく、そして、イメージしやすい「めざすべき環境像」と、将来あるべき社会の姿を第1次環境基本計画から掲げております。

※ここでいう「あるべき社会の姿」とは、おおむね 50 年先の将来を見据えたものです。

**めざすべき環境像 = 人の営みと自然が調和する住みよいまち**

### ～自然と共生する社会が実現～

一人ひとりが自然環境の重要性を認識し、世界遺産地域をはじめとする本町の優れた自然環境が保全され、地域特性に応じた生態系への配慮によって、多様な野生生物が適正な状態で生育、生息しています。また、「しれとこ100平方メートル運動」によって保全された運動地は、針広混交林が順調に回復し、かつての生き物たちの営みが復元しつつあります。

また、森林が持つ多面的機能は町民に豊かな暮らしを提供し、将来にわたる財産として、森林の適正な整備や保全が図られています。そして、多くの町民や観光客等が自然からの様々な恩恵を享受し、緑や水辺など自然とのふれあいを通じて、安らぎを実感しています。

### ～地域で地球環境問題に取り組む社会が実現～

町民、事業者、本町を一時的に訪れる人々は地球温暖化をはじめとする地球環境問題に対して高い意識を持っています。

一般家庭や事業活動においては、省エネ機器の導入等省エネに率先して取り組み、省エネルギー行動が定着しています。また、町内の公共施設、事業所や一般住宅で太陽光等の再生可能エネルギー利用が普及し、資源やエネルギーを浪費しないライフスタイルや事業活動が定着しています。この結果、町内で排出される温室効果ガスは大きく削減されています。

### ～資源が効率的に活用される社会が実現～

効率や利便性が優先された大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムから脱却し、町民、事業者等によるごみの発生抑制、再使用する、再生利用するといった自主的なごみの減量化、資源化の取り組みが定着しています。

こうした社会が形成された結果、一般廃棄物、産業廃棄物排出量、最終処分量が減少する一方で、リサイクル率が向上し、廃棄物処理による環境への負荷が大きく低減されているとともに、不法投棄や野外焼却などのごみの不適正処理がなくなっています。

### ～安全な生活環境が確保された社会が実現～

公害発生防止のための測定監視、公共下水道や浄化槽などの生活環境施設の整備、普及が一層進み、大気・水環境が町民の健康に不安を与えない良好で安全な状態に保たれています。また、良好な環境を次世代へ継承していくための意識の高まりによって、有害化学物質、悪臭など生活の快適性を損なう要因は適切に抑制され、安全安心な生活環境が確保されています。

## 2 基本目標

基本目標は、斜里町環境基本条例第9条の基本方針、及び国の環境基本計画がめざす環境政策の今後の展開方向に沿ったものとし、前項のあるべき姿を展望した上で、「脱炭素社会の実現」「ごみの減量・資源化と効率的なごみ処理の推進」「人と自然が共生する豊かな環境の保全・創造」、「恵まれた生活環境の保全及び深化」といった環境分野に対応する4つの施策と、「日常生活＝環境配慮型生活の実現」として、環境施策を支える“ひとづくりの推進”を目標に掲げています。

### 基本目標1 脱炭素社会の実現

地域の特性に見合った再生可能エネルギーの導入など、エネルギーの適正利用を推進するとともに、エネルギーの利用効率の高い基盤が整備された社会を目指します。また、ハード対策だけでなく、環境教育などソフト対策にも取り組んでいきます。

斜里町環境基本条例(第9条第1項4号)

環境に配慮した生活様式を目指し、(中略) エネルギーの有効利用及び未利用エネルギーの開発促進を図ること。

＝施策の方向と体系＝

基本施策	具体的な方向
1-1 脱炭素の推進	再生可能エネルギーの導入促進
	公共施設等への再生可能エネルギーの導入
	バイオマスエネルギーの導入検討及び利用拡大
	省エネ型ライフスタイルの普及啓発
	環境教育の機会の確保
	吸収源対策

基本目標2 ごみの減量・資源化と効率的なごみ処理の推進

ごみの減量化・資源化の推進及び処理体制を充実し、廃棄物の発生抑制と、環境負荷の少ない循環型社会を創造します。

斜里町環境基本条例(第9条第1項4号)

環境に配慮した生活様式を目指し、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用、(中略)を図ること。

＝施策の方向と体系＝

基本施策	具体的な方向
2-1 ごみの減量・資源化と効率的なごみ処理の推進	ごみの減量化、資源化の推進
	安定的なごみ収集体制づくり
	不法投棄、野外焼却対策等の推進
	一般廃棄物処理施設の安定的な管理運営

基本目標3 人と自然が共生する豊かな環境の保全・創造

世界遺産地域をはじめとする本町の多様な自然環境の保全と適正な利用を図り、その価値を次世代に継承します。また、野生生物の保護管理を進めるための調査研究活動を推進し、科学的知見に基づく個体群の維持存続と、希少種の保護、外来種対策を進めるとともに、野生生物と地域住民の生活、産業との軋轢を軽減し、自然との共生社会を創造します。

斜里町環境基本条例(第9条第1項2号)

人と自然が共生する豊かな環境を実現するため、生態系の多様性の確保や野生生物の種の保存を図るとともに、森林、農地、水辺、海洋等における多様な自然環境を保全すること。

＝施策の方向と体系＝

基本施策	具体的な方向
3-1 世界自然遺産知床の魅力発信と共有	ゼロカーボンパークの実現に向けた取組みの推進
	エコツーリズムの推進
3-2 野生生物と人との共存	野生生物保護管理計画等の推進
	適正な利用の仕組みづくりとマナーの普及啓発
	調査研究活動の推進
	外来種対策の推進
3-3 自然環境の保全と適正利用	世界自然遺産地域等の保全管理
	森林の保全管理
	農地環境の保全
	国立公園内の利用適正化対策

## 基本目標4 恵まれた生活環境の保全及び深化

歴史的、文化的環境の保全、良好な大気や水環境の形成など町民の健康及び生活環境の保全などを通じて、安心と潤いを感じられる心豊かな快適環境社会を創造します。

斜里町環境基本条例(第9条第1項1号、3号)

- ・町民の健康の保護及び生活環境の保全が推進されるよう、大気、水、土壌等を良好な状態に保つこと。
- ・潤い、安らぎ、ゆとり等心の豊かさを感じることができる社会を実現するため、良好な環境の保全を図ることにより、歴史的文化的環境資源を保存し活用するとともに、身近な緑や水辺との触れ合いづくりを推進すること。

### ＝施策の方向と体系＝

基本施策	具体的な方向
4-1 大気・水環境の保全	公害対策の推進
	河川、排水環境の保全
	海洋環境の保全
	水源の保全
	生活排水設備の整備の推進
4-2 快適な生活環境の保全	環境美化対策の促進
	緑化の推進
	身近な緑と水辺とのふれあいの場づくり
	歴史的文化的環境資源の保存と活用

## 基本目標5 日常生活＝（イコール）環境配慮型生活の実現

町民、事業者、行政が相互に連携を図りながら、基本目標達成に向けた基盤である「環境を思いやる人、環境施策を支える人づくり」をすすめ、日常生活が環境配慮型生活になるよう取り組みます。

斜里町環境基本条例

(環境学習の推進)

第21条 町は、事業者、町民及び滞在者が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、自発的な活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する学習の推進を図るものとする。

2 町は、特に児童生徒の環境の保全及び創造に関する学習の推進を図るものとする。

(情報の収集及び提供)

第26条 町は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに自発的な活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する情報の収集並びに事業者、町民及び滞在者への適切な情報の提供に努めるものとする。

### 第3章 計画の目標

---

＝施策の方向と体系＝

基本施策	具体的な方向
5-1 日常生活＝（イコール）環境配慮型生活の実現	教育における環境学習の推進
	地域、社会など幅広い場における環境学習の推進
	効果的な情報提供
	人材の育成と活用



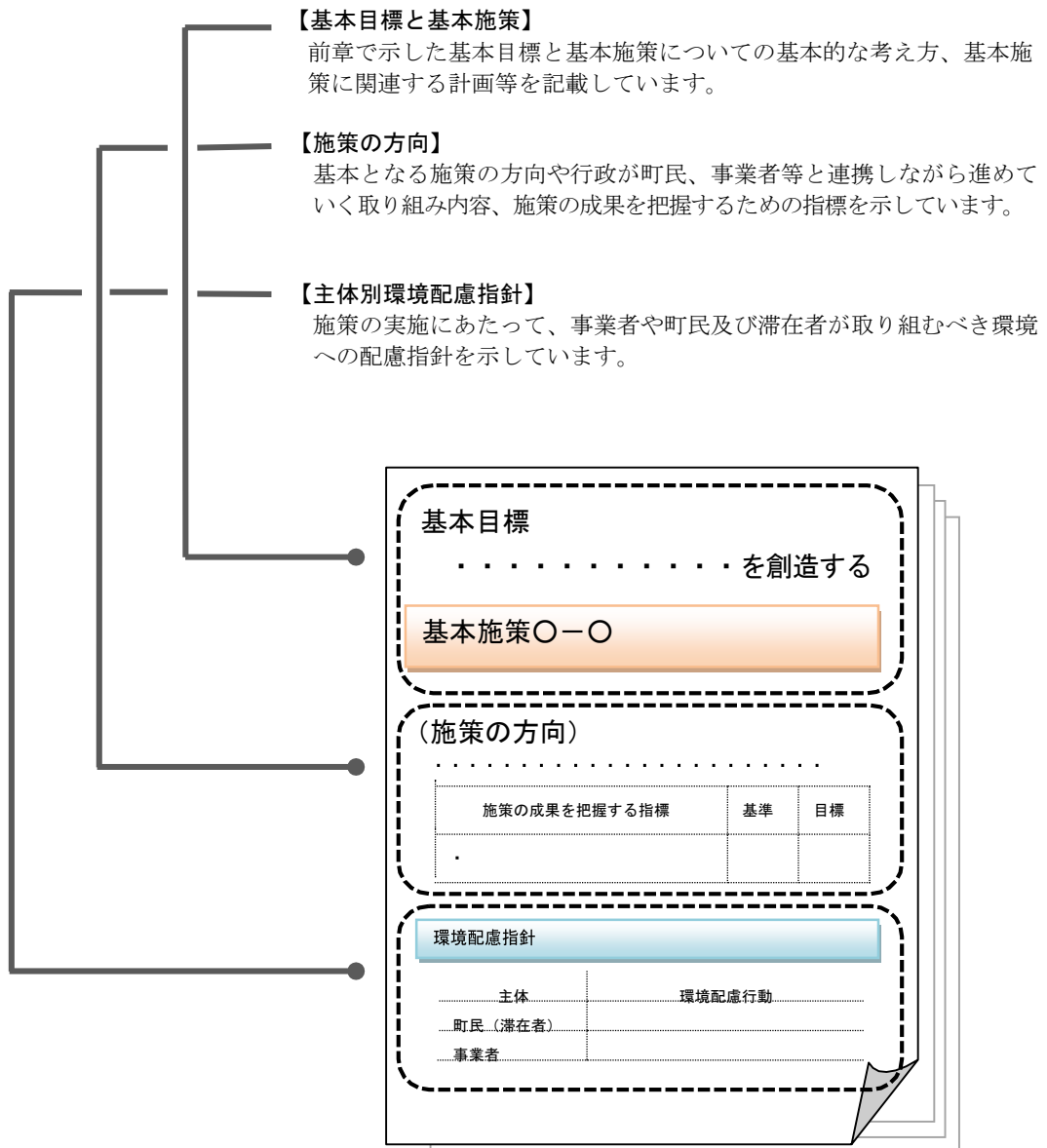
# 第4章

## 施策の基本的方向

基本となる施策の方向、施策の成果指標、環境配慮指針等  
を示します

本計画は、望ましい環境像の設定と、この長期的な目標を実現するために基本施策や取り組みの進むべき方向性を定め、これに沿って具体的な方策を示すことにより、本町の環境施策の着実な推進を図るとともに、日常生活や事業活動のあらゆる場面で町民、事業者、滞在者の環境行動を誘導することをねらいとしています。

このため、本章では、第2章で整理した現状と解決すべき課題を踏まえ、基本目標ごとに施策の方向性と達成水準を表す指標を示します。



## 基本目標 1

### 脱炭素社会の実現

地域の特性に見合った再生可能エネルギーの導入など、エネルギーの適正利用を推進するとともに、環境教育の取組も進め、脱炭素社会の実現を目指します。

#### 基本施策1-1 脱炭素の推進

公共施設や民間施設等で最適な再生可能エネルギー導入を推進及び促進し、省エネルギー化についても取組を進めるとともに、環境教育についても取組を進めます。

##### ※関連する主な計画等

- ・ 斜里町再生可能エネルギー導入戦略

##### (1) 再生可能エネルギーの導入促進

- ・ 住宅用太陽光発電システム設置補助事業等を実施し、導入戸数の増加を図ります。また、太陽光発電システム設置補助事業の制度と導入のメリットの周知につとめ、補助事業を利用しやすい環境をつくります。
- ・ 事業所が積極的に太陽光発電システムを導入できるよう必要な情報を提供します。

(2) 公共施設等への再生可能エネルギーの導入

- ・ 公共施設を新たに建設する場合や既存施設の大規模改修時など、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を検討します。

施策の成果を把握する指標	基準値 (R4)	目標値 (R14)
・ 公共施設への再生可能エネルギー導入施設稼働数	4 件	8件以上

(3) バイオマスエネルギーの導入検討及び利用拡大

- ・ 薪などの木質燃料の利用はカーボンニュートラルの観点から二酸化炭素を排出しないものとみなされ、二酸化炭素の排出抑制に有効であることから、これらの有効活用・利用拡大について検討します。
- ・ 公共施設等の新築検討時にバイオマスエネルギー等の活用の検討をします。

環境配慮指針

主体	環境配慮行動
町民	○太陽光発電システムなど、再生可能エネルギーの導入に努めます。
事業者	○太陽光発電のほか、中小水力発電、雪氷熱利用、地中熱利用設備の導入など再生可能エネルギーの普及推進に努めます。

(4) 省エネ型ライフスタイルの普及啓発

- ・ 町民や事業所が自発的に省エネに取り組めるよう、広報紙やホームページ、出前講座等を通じて優れた取組事例を紹介するなど、普及啓発を積極的に実施します。
- ・ 温室効果ガスの削減をテーマとした町民や事業所向けの講座を継続的に開催します。
- ・ 公用車等の更新時に、プラグインハイブリッド車等の低公害車導入を検討します。
- ・ EV自動車等の充電スポット等について広域での検討・協議を行います。

(5) 環境教育の機会の確保

- ・ 学校教育において地球温暖化等の授業を行い、重要性について共通の認識を深めます。
- ・ 各種イベント等において、地球温暖化や脱炭素について周知・啓発を行います。

施策の成果を把握する指標	基準値 (R4)	目標値 (R14)
・ 普及啓発・環境教育事業の実施回数	1回	8回

(6) 吸収源対策

- ・ 斜里町森林整備計画に基づく森林資源の計画的な造林・保育事業を推進するとともに、植樹等の取組を継続し、水源のかん養、災害の防止、大気の浄化、生態系や生物多様性の保全など森林が持つ公益的機能の維持・増進を図ります。
- ・ 住民等との協働により、公園の維持管理、街路樹の緑化、山林や河川の植樹活動を促進し、地域内の緑化を推進するとともに、緑化を通じ環境意識の醸成に努めます。

環境配慮指針

主体	環境配慮行動
町民（滞在者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境にやさしい商品の購入に努めます。</li> <li>○グリーン購入や環境家計簿の記録を行い、環境への配慮を意識します。</li> <li>○アイドリングストップなどのエコドライブに努めます。</li> <li>○町が実施する省エネ等の町民向け講座等への積極的な参加に努めます。</li> </ul>

#### 第4章 施策の基本的方向

事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>○工場・ビル等の新築・増改築時の省エネ化を促進します。</li><li>○低公害車・低燃費車の積極的な導入に努めます。</li><li>○産業、事業活動における省エネルギーと温室効果ガス排出抑制を推進に向けた社員教育等を実施します。</li><li>○温室効果ガスの自主的・計画的な排出抑制を促進するため、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の適切な運用等を図ります。</li></ul>
-----	---

## 基本目標 2

### ごみの減量・資源化と効率的なごみ処理の推進

ごみの減量・資源化の推進及び処理体制を充実し、廃棄物の発生抑制と、環境負荷の少ない循環型社会を推進します。

#### 基本施策 2-1 ごみの減量・資源化と効率的なごみ処理の推進

ごみの減量化や廃棄物系バイオマスの有効活用、リサイクルに係る施策を展開します。

##### ※関連する主な計画等

- ・ 斜里町一般廃棄物処理基本計画（斜里町）
- ・ 斜網地域一般廃棄物処理基本計画

##### (1) ごみの減量化、資源化の推進

- ・ 町民や事業者が、ごみの減量化や再資源化を主体的に取り組めるよう、広報紙等にこまめに情報提供します。
- ・ 一般ごみ等の資源化(バイオ燃料化)及び生ごみの堆肥化处理を通じて、バイオマスの有効利用とリサイクル率の向上を図ります。またバイオ燃料及び堆肥の有効利用を促進するため利用先の安定確保に努めます。
- ・ 一般ごみ、燃えないごみ、粗大ごみとして分別しているごみの中でもリサイクルルートが確立し、資源として循環するものについては、あらたに資源物の分別区分に追加することを検討します。

施策の成果を把握する指標	基準値 (R4)	目標値 (R14)
・ ごみ処理や資源リサイクル対策に対する満足度順位	-	1位
・ 町民一人当たり（家庭系）年間ごみ排出量（kg）	237kg	211kg
・ ごみ（家庭系+事業系）の年間排出量（t）	3,877t	3,340t

(2) 安定的なごみ収集体制づくり

- ・ ごみの排出量の推移や社会状況の変化を踏まえ、公平で効果的な収集体制の構築に努めます。
- ・ ごみステーション利用者による自主的なステーション管理を推進します。また自治会連合会、衛生部会等の関係団体と連携し、衛生的で快適なステーション環境づくりを進めます。
- ・ 指定袋に入っていないごみや収集日以外のごみ、分別が不十分なごみの排出など、ステーションへの不適正排出に対し、ステーション利用者への啓発や、排出者を特定できる場合は、直接排出者へ指導するなどの対策に努めます。
- ・ 農業用廃プラスチック等については、「斜里町農業用廃プラスチック適正利用推進協議会」による自主的な回収処理を促進します。

(3) 不法投棄、野外焼却対策等の推進

- ・ 不法投棄、野外焼却の禁止について、広報紙等を通じわかりやすく周知します。
- ・ 観光客等の滞在者のごみの受入体制について、道路沿いの駐車帯への看板の設置等、わかりやすい周知に努めます。
- ・ 不法投棄や野外焼却の通報が寄せられた場合は、速やかに現場を確認し、迅速に対応するとともに、悪質な不法投棄、野外焼却は警察に通報するなど、厳しく対処します。

施策の成果を把握する指標	基準値 (R4)	目標値 (R14)
・ 年間不法投棄件数	5件	2件以下



(4) 一般廃棄物処理施設の安定的な管理運営

- ・ エコクリーンセンター・リサイクルセンター・以久科最終処分場の管理運営にあたっては、法に基づく一般廃棄物処理基準を遵守し、適正なごみ処理を進めます。
- ・ ごみ搬入時における分別の点検を強化し、異物による施設への損害や処理時の事故防止に努めるとともに、生ごみの水分の低減化の周知徹底など施設の安定稼働、運営に向けて必要な対策を進めます。
- ・ 生ごみの安定的な堆肥化処理には、生ごみの水分の低減化が不可欠であることから、町民や事業所に生ごみの水切りの徹底を依頼します。また、家庭での優れた処理事例について、広報紙等により積極的に周知し、普及促進を図ります。
- ・ 一般ごみ資源化施設で製造されたバイオ燃料の生産と消費の収支バランスを整えるため、必要な施設整備、改修を進めます。
- ・ リサイクルセンター処理機器の導入から長期間経過し、故障も発生していることから、機器の更新や処理対象物別に処理の広域化を検討します。
- ・ 以久科最終処分場は、法の廃止基準に適合するまで、浸出水処理機能を維持し、継続して管理運営を行います。廃止後の跡地利用については、当該地域との協定にもとづき方針を定めます。
- ・ 斜網地区1市4町において、広域廃棄物処理施設の整備を進めており、効率的なごみ処理のため廃棄物関連各種施設を計画的に整備を進めます。

環境配慮指針

主体	環境配慮行動
町民（滞在者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみステーションの清掃など、衛生的で快適なステーション環境づくりに努めます。</li> <li>○指定袋を用いて、収集日の朝に排出するなど、ごみ出しルールを守ります。</li> <li>○生ごみの水切りを徹底して排出します。</li> <li>○滞在者は、ごみをきちんと持ち帰ります。持ち帰れない場合は、道の駅等決められた場所への排出を徹底します。</li> <li>○不法投棄や野外焼却を見かけた場合は通報します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定袋を用いて排出するなど、ごみ出しルールを守ります。</li> <li>○事業系ごみは、事業者自らの責任で処理施設まで運搬する必要があるため、許可業者に委託するなど適切に対処します。</li> </ul>

## 基本目標 3

### 人と自然が共生する豊かな環境の保全・創造

世界遺産地域をはじめとする本町の多様な自然環境の保全と適正な利用を図り、その価値を次世代に継承します。また、野生生物の保護管理を進めるための調査研究活動を推進し、科学的知見に基づく個体群の維持存続と、希少種の保護、外来種対策を進めるとともに、野生生物と地域住民の生活、産業との軋轢を軽減し、自然との共生社会を創造します。

#### 基本施策 3-1 世界自然遺産知床の魅力発信と共有

雄大な知床の自然環境を保全し、その価値を向上しながら知床らしい良質な自然体験を提供し、自然の価値を次世代に継承していくため、新たな魅力の発信と共有に努めます。

##### ※関連する主な計画等

- ・知床エコツーリズム戦略（知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議）
- ・斜里町再生可能エネルギー導入戦略（斜里町）

#### (1) ゼロカーボンパークの実現に向けた取組みの推進

- ・「保護と利用の好循環」を視野に入れ、国立公園と脱炭素を軸とした地域活性化をめざします。
- ・サステイナブルツーリズムを推進し、国内外に新たな知床の魅力を発信します。

#### (2) エコツーリズムの推進

- ・豊かで多様な自然環境の保全とその価値の向上をめざし、知床の地域性や自然特性を生かしたエコツーリズムを実践します。

施策の成果を把握する指標	基準値 (R4)	目標値 (R14)
・知床五湖のヒグマ活動期におけるツアー催行件数 (ツアー枠3,526件のうち)	1,568件	1,650件
・しれとこ森の集い参加者数	104人	160人

## 基本施策3-2 野生生物と人との共存

ヒグマ・エゾシカをはじめとする野生生物の保護管理や調査研究、野生生物への不適切な行為を防止するための取り組み、外来種対策に係る施策を展開します。

### ※関連する主な計画等

- ・ 知床半島エゾシカ管理計画（環境省、道森林管理局、北海道）
- ・ 知床半島ヒグマ管理計画（環境省、道森林管理局、北海道、斜里町、羅臼町、標津町）
- ・ 知床国立公園生態系維持回復事業計画（農林水産省、環境省）
- ・ シマフクロウ保護増殖事業計画（環境省、農林水産省）
- ・ オオワシ保護増殖事業計画（文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省）
- ・ オジロワシ保護増殖事業計画（文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省）
- ・ 北海道生物多様性保全計画（北海道）
- ・ 北海道エゾシカ管理計画（北海道）
- ・ 斜里町鳥獣被害防止計画（斜里町）
- ・ 斜里町農業・農村振興計画（斜里町）

### (1) 野生生物保護管理計画等の推進

- ・ 著しく増加または減少した野生生物については、各種保護管理計画等に基づき、関係行政機関や研究機関、関係団体等と連携・協力し、個体数管理（個体数推定、将来予測）、生息地管理（生息環境の形成による人との棲み分け）、被害管理（進入防止柵や被害防止体制構築などの環境整備）など必要な対策を進めます。
- ・ 住民生活や経済活動に被害をもたらす鳥獣については、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」に基づき、被害の軽減を図ることを目的に捕獲を許可し、または許可を受けて防除に取り組みます。
- ・ 町が捕獲を許可する鳥獣にあつては、猟友会斜里支部斜里分会と連携して、対象鳥獣の生態、被害の発生状況等を勘案し、捕獲時期、捕獲方法、捕獲数等が適切なものとなるよう配慮します。

施策の成果を把握する指標	基準値 (R4)	目標値 (R14)
・ 猟友会斜里分会新規加入者数（人口8,000人あたり）	3人	6人
・ 農地における電気柵導入距離	89,852m	108,000m

(エゾシカ)

- ・ 「北海道エゾシカ管理計画」に基づく管理を進めます。
- ・ 知床国立公園内とその隣接地区については、生態系及び生物多様性を保全する観点から「知床半島エゾシカ管理計画」、「知床国立公園知床生態系維持回復事業計画」などにに基づき、環境省や林野庁との連携・協力による管理対策を推進します。
- ・ 半島基部地区においては、エゾシカによる住民生活及び農林水産業被害防止の観点から「斜里町鳥獣被害防止計画」を策定し、侵入防止柵の設置や、猟友会との連携による個体数調整事業を推進します。
- ・ 本来の生息適地ではない市街地へ出没するエゾシカ、いわゆるアーバンディアについては、地域住民や関係機関等と協働による捕獲等作業を実施します。
- ・ 個体数調整の円滑化に向け、捕獲したエゾシカの有効活用を推進します。

(ヒグマ)

- ・ 「知床半島ヒグマ管理計画」に基づく保護管理を進めます。
- ・ 羅臼町、標津町、その他関係機関と連携し、ヒグマの行動や生息環境調査等を行い、個体群動態の把握に努めます。
- ・ 地元猟友会や、野生生物管理に関する専門的知識及び技術を有する知床財団と連携し、出没に係る危機管理対応と、人家周辺への出没の未然防止対策に取り組みます。
- ・ 市街地出没を想定して、警察、北海道、知床財団、猟友会をはじめとする関係機関との連携を強化します。
- ・ 誘引物の除去、普及啓発、情報提供など地域住民との連携、協働体制によるヒグマ管理対策を検討します。
- ・ 斜里町公式LINE等を活用した出没情報の迅速な提供、チラシ等による地域住民への普及啓発など安全確保を図ります。

施策の成果を把握する指標	基準値 (R4)	目標値 (R14)
・ 一般観光客や住民のヒグマ人身事故件数	0 件	0 件

### (希少鳥類)

- ・ シマフクロウ、オジロワシ、オオワシについては、国の保護増殖事業計画や生物多様性国家戦略などに基づき、国、北海道その他関係機関が行う保護増殖事業と連携・協力を図りながら、生息環境の改善等、適切な保護措置を講じます。
- ・ また、これらの希少鳥類の生息が確認されている河川や海岸斜面、森林の自然環境保全に努め、立入者への指導、普及啓発を実施します。
- ・ 繁殖数の減少が懸念されているケイマフリについては、専門家や海域を利用する観光船事業者、漁業者等との協働による保護と利用の両立に向けた取り組みを進めます。

### (2) 適正な利用の仕組みづくりとマナーの普及啓発

- ・ 野生生物への不適切な行為を防ぐため、関係機関と連携し、国立公園内の利用を適正に誘導する仕組みづくりを検討します。
- ・ 観光客等によるヒグマ、キツネへの餌付けや、野生生物を誘引するごみの放置等について、関係機関が連携して実効性のある対策を検討するとともに、地域との協働による普及啓発の取り組みを進めます。
- ・ 知床国立公園では、観察や撮影のため、ヒグマ等に不用意に近づくカメラマンや観光客が後を絶たないことから、野生生物の生態に影響を及ぼし公園利用に支障を及ぼすおそれのある「餌やり・接近・つきまとい」などの行為をみだりに行うことが規制されます。斜里町も関係機関と連携して、情報発信などの普及啓発に努めます。

### (3) 調査研究活動の推進

- ・ 野生生物の調査研究・モニタリング活動を進め、適切な保護管理対策の実施に努めます。

### (4) 外来種対策の推進

- ・ 生態系に影響を及ぼすおそれのある特定外来生物の生息状況などは、国・道・関係機関等と連携して定着実態等の把握及び情報共有に努めるとともに、有効な防除対策の検討や広報紙等による普及啓発等を実施します。
- ・ アライグマについては、外来生物法に基づく防除実施計画を作成し、関係機関と連携した被害防除の取り組みを進めます。

環境配慮指針

	環境配慮行動
町民（滞在者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○斜里町公式LINE のヒグマ情報配信登録など鳥獣被害を防ぐための自己防衛対策に努めます。</li> <li>○野生生物の保護管理に関する町の施策への協力に努めます。</li> <li>○野生生物、希少動植物についての理解を深め、生息、生育環境の保全に配慮します。</li> <li>○野生生物への不用意な接近、餌付け等の行為は行いません。</li> <li>○在来植生の保全に努め、外来種の導入放逐は行いません。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○柵の設置など鳥獣被害を防ぐための自己防衛対策に努めます。</li> <li>○野生生物の保護管理に関する町の施策への協力に努めます。</li> <li>○事業活動における希少動植物を中心とした野生生物の生息、生育環境の保全に配慮します。</li> <li>○野生生物への不用意な接近、餌付け等の行為は行いません。</li> <li>○在来植生の保全に努め、外来種の導入放逐は行いません。</li> <li>○捕獲したエゾシカの有効活用、利用拡大の推進に努めます。</li> </ul>

### 基本施策3-3 自然環境の保全と適正利用

日本のナショナル・トラスト運動の礎を築いた「しれとこ100平方メートル運動」の運動地をはじめ、世界自然遺産地域の原生的な自然環境、身近な緑地や樹木、河川、海洋環境などの保全及び利用適正化に係る施策を展開します。

#### ※関連する主な計画等（策定主体）

- 国立公園、世界遺産地域の保全管理
  - ・知床国立公園計画、公園管理計画（環境省）
  - ・知床世界自然遺産地域管理計画（環境省、林野庁、北海道）
  - ・知床森林生態系保護地域管理計画（林野庁）
  - ・知床世界自然遺産地域多利用型統合的・海域管理計画（環境省、北海道）
- 森林再生、整備
  - ・しれとこ100平方メートル運動地森林再生計画（斜里町）
  - ・斜里町森林整備計画（斜里町）
- 国立公園の利用等
  - ・知床国立公園ホロベツ園地基本計画（斜里町）
  - ・知床国立公園ホロベツ地区基本構想・園地整備計画（斜里町）
  - ・知床国立公園内外連携基本構想（斜里町）
  - ・知床国立公園適正利用基本構想（環境省）
  - ・知床国立公園知床半島先端部地区・半島中央部地区利用の心得（環境省）
  - ・知床五湖利用調整地区利用適正化計画（環境省・知床五湖の利用のあり方協議会）
  - ・知床エコツーリズム推進計画、ガイドライン（知床エコツーリズム推進協議会）
  - ・知床エコツーリズム戦略（知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議）
- その他
  - ・斜里町農業・農村振興計画（斜里町）
  - ・斜里町観光基本計画（斜里町）

(1) 世界自然遺産地域等の保全管理

- ・ 知床の原生的な自然から身近な自然まで地域それぞれが持つ自然の固有性や社会・経済的な地域の特性に応じた保全施策を展開します。
- ・ 世界自然遺産地域、国立公園などの法令等で指定された保護区の保全管理については、環境省、林野庁、北海道、その他関係機関と緊密な連携を図り、地元の自治体として現地対策業務の推進や、住民の安全確保対策など、その役割を果たしていきます。

(2) 森林の保全再生

- ・ 斜里町の自然保護施策の柱である「100 平方メートル運動の森・トラスト」を推進し、国立公園内開拓跡地に森林を再生する取り組みを進めます。
- ・ 一般企業等の研修受け入れを行い、運動の取り組みや自然保護の重要性を伝えていきます。
- ・ 斜里町森林整備計画に基づき森林資源の計画的な造林・保育事業を推進し、水源のかん養、災害の防止、大気の浄化、生態系や生物多様性の保全など森林が持つ公益的機能の維持・増進を図ります。

施策の成果を把握する指標	基準値 (R4)	目標値 (R14)
・ 100㎡運動の森トラスト新規参加者	268人	350人

(3) 農地環境の保全

- ・ 農地の荒廃防止及び有効利用を推進し、洪水の防止や美しい農村景観の形成など、農業の持つ多面的機能の維持・増進を図ります。
- ・ 生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用の減量等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を推進します。



(4) 国立公園内の利用適正化対策

- ・ 利用適正化計画等の各種利用ルールの普及啓発に努め、原生的な自然環境を維持・保全しつつ、質の高い利用機会を提供します。
- ・ 利用が集中する地域や、無秩序な利用に伴う植生等への影響、あるいは高密度に生息するヒグマとの軋轢が生じるおそれのある地域では、効果的な利用の制限、人の誘導、普及啓発、施設整備のあり方などを検討し、必要な対策を実施することにより適正な利用を確保します。
- ・ 知床岬の先端部地区は、その原生的な自然環境保護と良質な自然体験の機会を確保する場所として、保全と安全管理を厳格化するとともに、限定的な利用を可能にする措置を国、北海道に求めていきます。
- ・ 知床五湖は、自らのニーズに応じた利用方法を選択できる仕組みと、利用調整地区制度の効果的な運用により、利用者の満足度・安全性の向上に努めます。
- ・ 国立公園利用の情報発信拠点であるホロボツ園地は、知床自然センター周辺の自然環境に加えて、100 平方メートル運動地などの歴史的資源、知床財団の人的資源を活用した魅力の創出を図り、自然教育的機能と公園利用者の滞留機能をさらに充実して、「訪れた観光客等が奥知床へ足をのばす際の出発地、あるいは目的地として立寄ってもらえる園地」をめざし、必要な整備を進めます。
- ・ 登山者によるし尿の散乱など、生態系や景観への悪影響を及ぼさないよう登山口に環境に配慮したトイレ整備を検討するとともに、携帯トイレ使用の普及啓発を行います。

施策の成果を把握する指標	基準値 (R4)	目標値 (R14)
・ 知床自然センター入館者数 (年間)	216,897人	260,000人
・ KINETOKO入館者数 (年間)	17,140人	22,300人
・ ホロボツ園地滞在時間	約30分 (R3)	約50分

環境配慮指針

主体	環境配慮行動
町民（滞在者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然とのふれあいの機会を持ち、自然環境や生態系への理解と関心を深めます。</li> <li>○地域が行う自然環境保全活動への積極的な参加に努めます。</li> <li>○町が行う自然保護施策に協力するとともに、植樹祭や海岸清掃などの環境保全イベントに積極的に参加します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開発行為等の際し、周辺の自然環境や景観の保全、調和に配慮します。</li> <li>○地域が行う自然環境保全活動への積極的な参加に努めます。</li> <li>○町が行う自然保護施策に協力するとともに、植樹祭や海岸清掃などの環境保全イベントに積極的に参加します。</li> <li>○化学肥料や農薬の使用抑制など環境保全型の農業に努めます。</li> <li>○事業系ごみの海洋投棄防止や油漂着に備えた防災体制への協力に努めます。</li> </ul>

## 基本目標 4

### 恵まれた生活環境の保全及び深化

歴史的、文化的環境の保全、良好な大気や水環境の形成など町民の健康及び生活環境の保全を行い、また更なる改善・深化をはかり、次世代につなげていきます。

#### 基本施策 4-1 大気・水環境の保全

公害対策や、河川や排水の水質汚濁、上下水道などの生活環境整備、水源の保全など、大気・水環境の保全に係る施策を展開します。

##### ※関連する主な計画等

- ・ 斜里町生活排水処理基本計画（斜里町）
- ・ 全道みな下水道構想（北海道）
- ・ 下水道全体計画（斜里町）
- ・ 斜里町浄化槽設置整備促進事業計画（斜里町）
- ・ 斜里町農業・農村振興計画（斜里町）

##### (1) 公害対策の推進

- ・ 公害の発生を未然に防ぐため、公害関係法令等や公害防止協定に基づいて、北海道と連携しながら、発生源施設等に対して監督、監視、指導を徹底します。
- ・ 騒音・悪臭等の簡易測定機器整備を検討し、苦情や通報に迅速に対応できる体制を整えます。
- ・ 本町の望ましい環境の指標となる代表的な地点を選出し、国・道などの関係機関との連携により継続的な定点測定を実施するとともに、必要に応じて測定項目を増やし、本町の優れた自然環境を保全するための施策の基礎資料づくりを進めます。
- ・ 事業者との積極的な公害防止協定の締結を検討します。また、締結した場合は、協定を真摯に履行します。

施策の成果を把握する指標	基準値 (R4)	目標値 (R14)
・ 定点測定箇所数(年間)	1 箇所	1 箇所以上

### (2) 河川、排水環境の保全

- ・ 河川は、生活に必要不可欠な上水や農業用水の供給源であるとともに、さまざまな生物の生息地であり、自然と人とのふれあいの場でもあることから、河川管理者と連携し、流水の正常な機能維持と生物の生息・生育や移動状況など流域生態系に配慮した川づくりを推進します。
- ・ 河畔林の保全再生や河川構造を多様化する事業を推進し、サクラマスやオショロコマ等の魚が産卵できる河川環境の拡大に向けた取り組みを推進します。
- ・ 河畔林は、土砂の流出や洪水を防ぐだけでなく、生物の生育環境の確保や水質浄化といった重要な機能をもっていますので、適切な保全に努めます。また、河畔林の保全が豊かな海洋環境の保全に繋がることから、町内漁業団体との協働により、魚付林の保護造成の取り組みを促進します。
- ・ 斜里川の水質の保全のため、猿間川等の上流域での定点測定を実施し、斜里川水系の水質の把握に努めます。
- ・ 河川環境の保全、情報共有等の場として「斜里川水系河川環境保全連絡会」を活用します。
- ・ 排水路の適切な維持管理を実施し、排水路環境を良好に保つよう努めます。
- ・ 前浜地域の排水路流末の整備の検討を進めます。
- ・ きれいな水環境は、心豊かな社会形成のための重要な基盤のひとつであることから、水の重要性についての普及啓発に取り組みます。

### (3) 海洋環境の保全

- ・ 海岸漂着物については、海岸管理者等と連携・協力し、効果的かつ持続的な体制の構築に努めます。また、関係機関や住民ボランティアなど多様な主体との協働、参画のもと海岸美化活動に努めます。
- ・ 海岸漂着物等の中には、事業活動に伴って生じる廃棄物も散見されることから、リサイクルの推進や適正処分等により発生抑制に努めるよう事業者等への普及啓発を図ります。
- ・ 海洋の油汚染等について、「斜里町地域防災計画」に基づく対応を行うとともに、日頃から関係機関との情報連携を密にし、汚染物質処理、海鳥等の保護収容、自然公園等の保護管理などに迅速に対応できる体制の整備を進めます。

### (4) 水源の保全

- ・ 町内のすべての水道の水源地域の保全に努めます。また、北海道自然環境等保全条例に基づく特定開発行為や、林地開発行為に係る北海道からの意見聴取にあたっては、水源の保全の観点を強く意識します。

### (5) 生活排水設備の整備の推進

- ・ 老朽化した下水道施設の計画的な改修を進めます。また、生活排水処理基本計画に基づいて、下水道全体計画区域内については、下水道への接続を促進し、浄化槽計画区域内については浄化槽の設置を促進することにより、水洗化を積極的に進めます。

施策の成果を把握する指標	基準値 (R4)	目標値 (R14)
・ 水道有収率の向上	75.5%	80%
・ 浄化槽設置基数(累計)	438基	450基
・ 下水道水洗化率	94.6%	96.0%
・ 汚水処理施設の更新率	7.0%	27.0%

環境配慮指針

主体	環境配慮行動
町民（滞在者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自然環境に異常を感じたら町へ通報します。</li> <li>○ 生活雑排水を公共水域へ直接排出しないよう、下水道への接続や浄化槽の設置に努めます。</li> <li>○ 河畔林などの植樹活動や河川、水辺等における環境学習に参加します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所や工場からの公害物質の排出抑制に配慮します。</li> <li>○ 新たな事業を展開する場合は、環境に与える影響を考慮し、必要に応じて地域や町に公害防止協定の締結を持ちかけます。</li> <li>○ 自らが管理する排水路について、床ざらいや法面の草刈など適切な管理に努めます。</li> <li>○ 水源地域での事業活動にあたり、周辺に及ぼす影響を十分考慮します。</li> </ul>

## 基本施策4-2 快適な生活環境の保全

環境美事業の実施、公園緑地の整備や適切な維持管理、歴史的文化的環境資源の保存・活用など、身近な自然や地域の歴史を感じられる心豊かな快適環境を創造する施策を展開します。

### ※関連する主な計画等

- ・ 斜里町都市計画マスタープラン（斜里町）
- ・ 斜里町公園長寿命化計画（斜里町）
- ・ 斜里町生涯学習推進計画（斜里町）
- ・ 農業・農村振興計画（斜里町）

### （1）環境美化対策の推進

- ・ ごみ拾い清掃や花いっぱい運動など、地域・ボランティアが行う環境衛生、環境美化活動を促進するとともに、身近な自然環境と調和した景観の確保と、町民や事業者等の環境美化意識の醸成をはかる取り組みを進めます。
- ・ 斜里町ポイ捨て禁止条例に基づき、環境美化推進協力員と連携して啓発、監視活動を進めるとともに、ポイ捨ての事例には厳しく対応し、環境美化による生活環境の向上を図ります。

### （2）緑化の推進

- ・ 公園長寿命化計画に基づき公園の適切な維持管理に努め、利用実態に見合った公園整備を進めます。
- ・ 住民等との協働により、公園の維持管理、街路樹の緑化、山林や河川の植樹活動を促進し、地域内の緑化を推進するとともに、環境意識の醸成を図ります。
- ・ 町内漁業団体との協働により、魚付林の保護造成の取り組みを促進します。
- ・ 公共施設の緑化に努め、安らぎと潤いのある生活空間を確保します。

施策の成果を把握する指標	基準値 (R4)	目標値 (R14)
・ 公園遊具の更新率	0%	27%

(3) 身近な緑や水辺とのふれあいの場づくり

- ・ 斜里町自然保護条例に基づく環境緑地保護地区、記念保護樹木の適切な保全管理を図り、身近な自然環境の維持、創造に努めます。
- ・ みどり工房しゃり、ペレケ公園、遠音別さけます遡上観察施設、朝日小周辺のげんきの森、博物館野外観察園、自然センター周辺の森など、多くの人が緑や水辺などの自然環境にふれあうために利用され、憩いの場になっている場所の適切な維持管理、環境整備を進め、自然とのふれあいの場を提供します。
- ・ 博物館野外観察園は、限られた区域における様々な生態系を観察できるビオトープとしての特徴があり、自然の保護と再生を体験できる貴重な場であることから、施設の整備を進めます。

(4) 歴史的文化的環境資源の保存と活用

- ・ 既存の指定文化財の調査を進め、必要な保護対策を講じます。また、文化財候補物件の抽出と調査を進め、指定・登録へ向けた検討を行います。
- ・ 旧役場庁舎(旧図書館)など歴史的な建築物等の保存、活用を検討します。

施策の成果を把握する指標	基準値 (R4)	目標値 (R14)
・ 文化財の指定数	26 件	現状より増加又は上位の指定

環境配慮指針

主体	環境配慮行動
町民 (滞在者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみのポイ捨てはしません。</li> <li>○自治会による花いっぱい運動や清掃活動などを推進します。</li> <li>○地域で行う環境美化活動や緑化活動、清掃活動への積極的参加に努めます。</li> <li>○植栽など、身近な緑を増やすよう努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業の推進にあたっては、自然環境と調和した景観に配慮します。</li> <li>○事業敷地内の緑化に努めます。</li> </ul>



## 基本目標5

### 日常生活＝（イコール）環境配慮型生活の実現

町民、事業者、行政が相互に連携を図りながら、基本目標達成に向けた基盤である「環境を思いやる人、環境施策を支える人づくり」に取り組み、みんなで環境を守り育む持続可能なまちの実現をめざします。

#### 基本施策5－1 日常生活＝（イコール）環境配慮型生活の実現

学校や地域における環境教育・環境学習の推進など、環境問題に積極的に取り組む人材育成を図る施策や、専門的知識を持った指導者・技術者など環境施策の担い手を育成する施策を展開します。

##### ※関連する主な計画等

- ・ 斜里町教育行政執行方針（斜里町）
- ・ 生涯学習推進計画（斜里町）
- ・ 斜里町農業・農村計画（斜里町）
- ・ 斜里町観光基本計画（斜里町）
- ・ 斜里町再生可能エネルギー導入戦略（斜里町）

##### （1）教育における環境学習の推進

- ・ 教育現場等において、博物館学芸員や知床財団職員、また、地域の人材等を積極的に活かし、教育活動全体を通じた環境学習に取り組みます。
- ・ 既存の学校施設の改修の際には、環境を配慮した整備に努め学校施設の環境学習の場としての活用を進めます。

施策の成果を把握する指標	基準値（R4）	目標値（R14）
・ 学校連携事業数（年間）	24 事業	28 事業

(2) 地域、社会など幅広い場における環境学習の推進

- ・自治会や公民館、サークル活動など幅広い層を対象にした講座やイベント等、環境に係る普及啓発の取り組みを行い、地域や事業者が行う自主的、主体的な取り組みを支援します。
- ・植樹祭、前浜清掃その他地域の環境イベントへの参加を積極的に呼びかけ、家庭や地域で環境保全活動に取り組める機会の充実を図ります。
- ・自然愛護少年団活動など学校外における子どもの自主的な環境学習や実践活動を支援します。

施策の成果を把握する指標	基準値 (R4)	目標値 (R14)
・知床博物館来館者数 (年間)	7,381人	12,000人
・知床自然センター入館者数 (年間)	216,897人	260,000人
・KINETOKO入館者数 (年間)	17,140人	22,300人
・しれとこ森の集い参加者数	104人	160人

(3) 効果的な情報提供

- ・広報紙、ホームページ等を通して環境に関する情報の積極的な提供に努め、町民や事業者による環境学習や自発的な環境保全活動を推進します。また、環境の状況や町の環境施策に関する情報を網羅的にまとめた報告書を毎年作成し、公表します。
- ・社会教育施設等の企画展やイベント等において、環境に関する展示を通じ町民への周知や意識醸成を図ります。

(4) 人材の育成と活用

- ・地域等において環境保全活動、環境教育を担う人材を育成するための、各種講座や研修会の開催を推進します。
- ・知床の地域資源を利用した実習活動やインターンの受け入れを推進し、また、育成した人材の環境施策や環境教育への積極的な活用に努めます。

施策の成果を把握する指標	基準値 (R4)	目標値 (R14)
・学芸員等実習受入数 (年間)	2人	3人以上

- ・有害鳥獣対策を安定かつ機動的に進めるため、猟友会と連携し、狩猟者の確保に努めます。
- ・知床最大の観光地である知床五湖における利用調整地区制度を安定的に運用し、良質な自然体験機会と安全な利用を確保するため、ヒグマ活動期の登録引率者の養成を進めます。

## 第4章 施策の基本的方向

施策の成果を把握する指標	基準値 (R4)	目標値 (R14)
・ 町内狩猟者登録数	46 人	50 人
・ 知床五湖登録引率者数	29 人	35 人

### 環境配慮指針

主体	環境配慮行動
町民（滞在者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境保全活動や環境講座、研修会などに積極的に参加します。</li> <li>○学校や地域での環境に関する理解を深め、家庭で話し合う機会を持つように努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○従業員等への環境教育を進めるとともに、従業員の環境保全活動や環境講座、研修会などへの参加を奨励し、環境保全に取り組む人材の育成に努めます。</li> <li>○事業所自ら地域での環境保全活動に参加、協力するよう努めます。</li> <li>○施設見学や農漁業体験など体験型の環境教育の受け入れに努めます。</li> </ul>

# 第5章

## 計画の推進と進行管理

計画を推進、実現していくための進行管理の考え方を示します

## 1 計画推進にあたっての基本的な考え方

環境問題は、複雑な要因が重なりあって形作られ、また、町民一人ひとりの暮らしとも密接なつながりを持っています。このような複雑な問題を解決するためには、行政の力だけでなく、多様な主体の持つ力を合わせて取り組む必要があります。

本町では、町民と行政、議会が協働し、町民主体のまちづくりを推進することを目的に、斜里町自治基本条例を制定しています。各主体間で議論を重ねることができる素地を整え、お互いの意思を尊重し合い、能力を活かせる協働関係を築いていかなければなりません。また、環境政策の取り組みの現状や抱える課題、さらには、解決への方向性等の情報を積極的に公開することにより情報共有し、多様な主体が関わりやすい状況をつくり出すことも必要です。

こういった点に配慮しながら、町民や事業者との協働により本計画を着実に推進し、適切な進行管理にもとづき、課題解決に向かえる仕組みづくりをめざします。

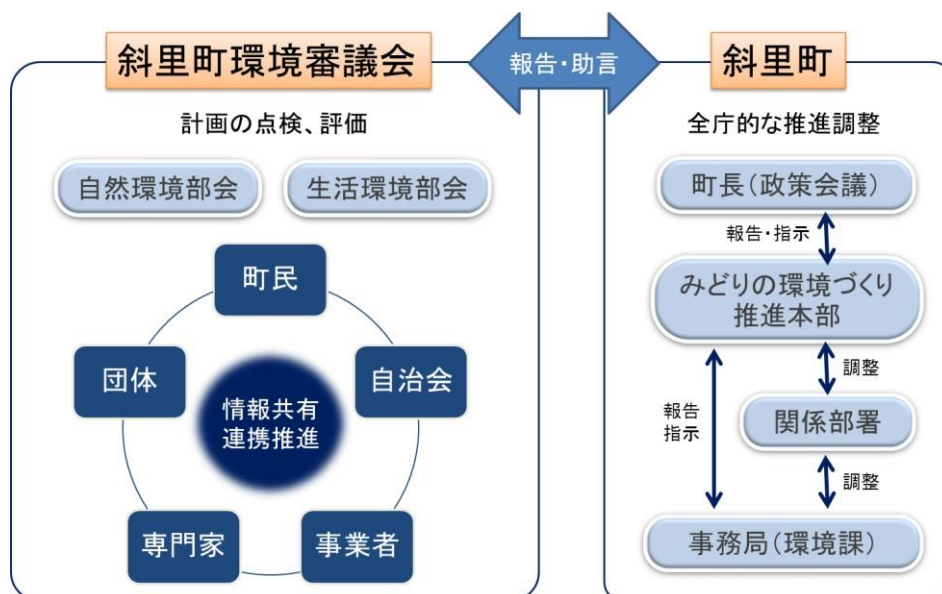
## 2 計画の推進体制

### (1) みどりの環境づくり推進本部による全庁的な調整

庁内組織である「みどりの環境づくり推進本部」により全庁的な推進調整を図り、環境施策、事業及び環境監査の計画的な取り組みを進めます。

### (2) 町民や事業者等との協働による推進体制

「斜里町環境基本条例」及び「斜里町環境基本条例」に基づき設置された町民、自治会、事業者、専門家、関係団体からなる「斜里町環境審議会」において、計画の達成、進捗状況を点検・評価し、町長への助言を行います。



### 3 計画の進行管理

計画を着実に推進していくため、PDCAサイクルにより継続的改善を図りながら、環境施策を推進していきます。

#### 【計画(PLAN)】

- ・環境基本計画に沿って具体的な事業内容などを示した実施計画を毎年策定します。

#### 【実施(DO)】

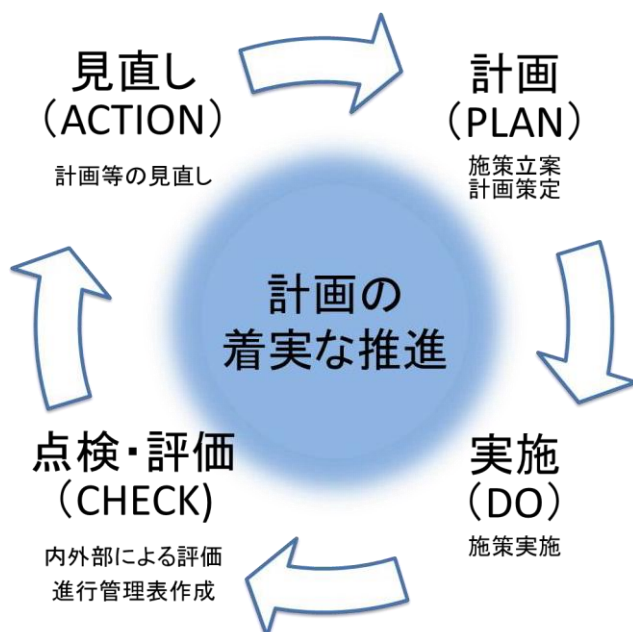
- ・実施計画に基づき、施策や事業の推進に努めます。

#### 【点検・評価(CHECK)】

- ・実施計画について、様々な視点から取り組みの実績を集計し、みどりの環境づくり推進本部、斜里町環境審議会に報告するとともに、意見を求めます。
- ・点検、評価の意見と、それに対する担当課の対応方針をまとめた「進行管理表」を作成します。

#### 【見直し(ACTION)】

- ・点検、評価結果を踏まえて、実施計画の見直しを行います。
- ・必要に応じて環境基本計画全体の見直しを行います。



### 4 財政措置

本計画に掲げた取り組みを推進するため、環境施策の進行状況や取り組みの有効性に応じて、必要な財政上の措置を講じます。

## 5 環境報告書等の作成、公開

施策の実施状況については、毎年、環境報告書として整理し、公表します。環境報告書のほかにも、町ホームページ等をはじめとした広報媒体を活用し、取り組み状況について積極的に情報提供を行うことにより、環境意識を高め、環境に対する主体ごとの自主的な取り組みを促進し、環境基本計画の実現をめざします。

# 資料編

環境基本計画の体系

成果指標一覧

みどりの環境づくり推進本部運営要領

環境基本条例



## 斜里町環境基本計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策	具体的な方策
人の営みと自然 が調和する 住みよいまち	1 脱炭素社会の実 現	1-1 脱炭素の推進	再生可能エネルギーの導入促進
			公共施設等への再生可能エネルギーの導入
			バイオマスエネルギーの導入検討及び利用拡大
			省エネ型ライフスタイルの普及啓発
			環境教育の機会の確保
			吸収源対策
	2 ごみの減量・資源化 と効率的なごみ処理 の推進	2-1 ごみの減量・資 源化と効率的な ごみ処理の推進	ごみの減量化、資源化の推進
			安定的なごみ収集体制づくり
			不法投棄、野外焼却対策等の推進
			一般廃棄物処理施設の安定的な管理運営
	3 人と自然が共生す る豊かな環境の保 全・創造	3-1 世界自然遺産知 床の魅力発信と 共有	ゼロカーボンパークの実現に向けた取組みの推進
			エコツーリズムの推進
		3-2 野生生物と人との 共存	野生生物保護管理計画等の推進
			適正な利用の仕組みづくりとマナーの普及啓発
			調査研究活動の推進
			外来種対策の推進
		3-3 自然環境の保全 と適正利用	世界自然遺産地域等の保全管理
			森林の保全管理
			農地環境の保全
			国立公園内の利用適正化対策
4 恵まれた生活環 境の保全及び深 化	4-1 大気・水環境の 保全	公害対策の推進	
		河川、排水環境の保全	
		海洋環境の保全	
		水源の保全	
		生活排水設備の整備の推進	
	4-2 快適な生活環 境の保全	環境美化対策の推進	
		緑化の推進	
		身近な緑や水辺とのふれあいの場づくり 歴史的文化的環境資源の保存と活用	
5 日常生活＝（イ コール）環境配 慮型生活の実現	5-1 日常生活＝ （イコール） 環境配慮型生 活の実現	教育における環境学習の推進	
		地域、社会など幅広い場における環境学習の推進	
		効果的な情報提供	
		人材の育成と活用	

## 成果指標一覧

基本目標	指標内容	基準値	目標値 (R14)	備考
脱炭素社会の実現	1 公共施設への再生可能エネルギー導入施設稼働数	4 件	8 件以上	
	2 普及啓発・環境教育事業の実施回数	1 回	8 回	
効率的なごみ処理の推進	3 ごみ処理や資源リサイクル対策に対する満足度順位	—	1 位	
	4 町民一人当たり（家庭系）年間ごみ排出量	237kg	211kg	
	5 ごみ（家庭系+事業系）の年間排出量	3,877t	3,340t	
	6 年間不法投棄件数	5 件	2 件以下	
人と自然が共生する豊かな環境の保全・創造	7 知床五湖のヒグマ活動期におけるツアー催行件数（ツアー枠3,526件のうち）	1,568 件	1,650 件	
	8 しれとこ森の集い参加者数	104 人	160人	
	9 猟友会斜里分会新規加入者数（人口8,000人あたり）	3 人	6 人	
	10 農地における電気柵導入距離	89,852m	108,000m	
	11 一般観光客や住民のヒグマ人身事故件数	0 件	0 件	
	12 100㎡運動の森トラスト新規参加者	268人	350人	
	13 知床自然センター入館者数（年間）	216,897 人	260,000 人	
	14 KINETOKO入館者数（年間）	17,140人	22,300人	
恵まれた生活環境の保全・深化	15 ホロボツ園地滞在時間	約 30 分 (R3)	約 50 分	
	16 定点測定箇所数（年間）	1 箇所	1 箇所以上	
	17 水道有収率の向上	75.5%	80.0%	
	18 浄化槽設置基数（累計）	438基	450基	
	19 下水道水洗化率	94.6 %	96.0 %	
	20 汚水処理施設の更新率	7.0%	27.0%	
	21 公園遊具の更新率	0%	27.0%	
日常生活Ⅱ環境配慮型生活の実現	22 文化財の指定数	26 件	現状より増加又は上位の指定	
	23 学校連携事業数（年間）	24 事業	28 事業	
	24 知床博物館来館者数（年間）	7,381 人	12,000 人	
	25 知床自然センター入館者数（年間）	216,897 人	260,000 人	
	26 KINETOKO入館者数（年間）	17,140人	22,300人	
	27 しれとこ森の集い参加者数	104人	160人	
	28 学芸員等実習受入数（年間）	2 人	3 人以上	
	29 町内狩猟者登録数	46 人	50 人	
	30 知床五湖登録引率者数	29 人	35 人	

○斜里町みどりの環境づくり推進本部運営要領

(趣旨)

第1条 斜里町行政内部協議組織設置規定(平成4年規定第1号)第2条に基づく「みどりの環境づくり推進本部」(以下「本部」という。)の具体的運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 本部の担任する事務は、次の事務の庁内的協議、審議、調整及び進行管理に関することとする。

- (1) 自然環境及び歴史的環境の保全に関すること。
- (2) 公園、広場、街路、河岸等の緑化に関すること。
- (3) 省資源、リサイクルに関すること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃活動に関すること。
- (5) 花づくり、植樹及び緑化思想の普及に関すること。
- (6) その他前各号に関連すること。

(本部の組織)

第3条 規定第3条の第4項に基づく町長が指定する本部員は、次の職員とする。

- (1) 総務部 総務部長、企画総務課長、財政課長、環境課長、廃棄物担当参事、企画係長、自然環境係長、生活環境係長
- (2) 民生部 民生部長、住民生活課長
- (3) 産業部 産業部長、農務課長、水産林務課長、商工観光課長、建設課長、水道課長
- (4) 教育委員会 教育部長、生涯学習課長、博物館長

2 本部は必要により部会を設けることができる。部会に関することは本部会議において決定する。

3 本部の庶務は、総務部環境課生活環境係において処理する。

(本部会議)

第4条 本部会議は必要の都度、本部長が招集する。

(部局の協力)

第5条 部、課長等は本部から検討資料の提供等の要請があったときは、積極的に協力しなければならない。

(委任)

第6条 その他本部の運営等に関し、必要な事項は本部長が本会議に諮って定める。

付 則

この規定は公布の日から施行する。

○斜里町環境基本条例

平成14年12月30日

条例第36号

前文

斜里町は、知床半島に広がる原生の自然環境に育まれながら、斜里・海別岳山麓の大地とオホーツク海の豊かな恵みを享受しつつ、先人たちのまちづくりの知恵と努力によって培われてきた。

さらに、私たちは「みどりと人間の調和を求めて」の理念を基に、自然環境を保全し、未来へと継承していくために、わが国のナショナル・トラストの先駆として「しれとこ100平方メートル運動」などを推進している。

しかしながら、私たちの日常生活や事業活動は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済構造の中で利便性や豊かさを追求し続けてきたことにより、今日では、廃棄物の増大や水質汚濁、ダイオキシンの蓄積など様々な環境問題を引き起こし、加えて、地球の温暖化や森林消失など地球規模の環境問題にまで拡大し、私たちの生活を脅かしている。

私たちは健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、町民が誇りとする世界的環境資産を損なうことなく、将来の世代に引き継ぐ責務を有している。これからは、生態系の均衡に配慮した環境の保全及び創造に取り組むとともに、社会経済活動や生活様式を見直すなど、環境学習をとおして、環境に配慮した行動や考え方を身につけ、環境への負荷の少ない社会を築いていくことが必要である。

このような認識のもとに、町民一人ひとりが、自然と共生し、きれいな空気、清らかな水、豊かな緑に恵まれた住み良い郷土を守り、創るため、ここに斜里町環境基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自然環境に恵まれた本町の良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について基本理念を定め、並びに、町、事業者、町民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境施策の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって町民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に被害を生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、良好で快適な環境を享受するすべての町民の権利の実現を図るとともに、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、町、事業者、町民及び滞在者のすべてがそれぞれの責務を自覚し、協働して推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、町、事業者、町民及び滞在者が自らの活動と環境への係りを認識し、環境への配慮を行うことにより、人と自然が共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。

4 地球環境保全は、町、事業者、町民及び滞在者が自らの問題として捉え、事業活動や日常生活において積極的に推進されなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する自然的社会的条件に応じた総合的な施策を計画的に推進する責務を有する。

2 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定するとともに、事務事業を実施するに当たっては、環境の保全について配慮し、自らが環境管理に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷を低減するよう努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、事業活動を行うに当たって、土地の形質の変更、工作物の新築又は改築、樹

木の伐採及び水面の埋め立て等を行おうとするときは、あらかじめ当該行為の環境に及ぼす影響に配慮しなければならない。

- 3 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 事業者は、環境の保全に積極的に努めるとともに、地域社会と協働して、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念にのっとり、自ら環境への関心を高めるとともに、その日常生活において環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

- 2 町民は、快適な環境の維持に積極的に努めるとともに、町が行う環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 観光及びその他の目的で滞在する者は、環境の保全に自ら努めるとともに、町が行う環境保全の施策、事業者並びに町民が行う環境の保全及び創造に関する活動に協力する責務を有する。

(年次報告)

第8条 町長は、毎年、町民に環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

(施策の基本方針)

第9条 町は、基本理念にのっとり、次の基本方針に基づく環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 町民の健康の保護及び生活環境の保全が推進されるよう、大気、水、土壌等を良好な状態に保つこと。
- (2) 人と自然が共生する豊かな環境を実現するため、生態系の多様性の確保や野生生物の種の保存を図るとともに、森林、農地、水辺、海洋等における多様な自然環境を保全すること。
- (3) 潤い、安らぎ、ゆとり等心の豊かさを感じることができるとともに、良好な環境の保全を図ることにより、歴史的文化的環境資源を保存し活用するとともに、身近な緑や水辺との触れ合いづくりを推進すること。

(4) 環境に配慮した生活様式を目指し、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び未利用エネルギーの開発促進を図ること。

(5) 地球環境保全に資する施策を推進すること。

2 町は、施策の基本理念に基づき、すべての施策を策定及び実施するに当たっては、環境への配慮を優先して行うものとする。

(環境基本計画)

第10条 町長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画の策定に当たっては、事業者及び町民の意見を反映するよう必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ斜里町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### 第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策等

(環境影響評価等の措置)

第11条 町は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行い、又は行おうとする者が、あらかじめその事業による環境の影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(規制等の措置)

第12条 町は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講ずるものとする。

(1) 公害を防止するため、その原因となる物質の排出等に関する規制その他の必要な規制の措置

(2) 自然環境を保全することが特に必要な区域における自然環境を保全するために必要な規制の措置

(3) 保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物を適正に保護するために必要な規制の措置

(4) 人の健康又は生活に係る環境を保全するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、町は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(事業者との協定の締結)

第13条 町長は、事業者の活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、特に必要があると認めるときは、事業者との間で環境の負荷の低減に関する協定を締結するものとする。

(経済的措置等)

第14条 町は、事業者及び町民が自らの行為に係る環境への負荷を低減するための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置を促すため、必要かつ適正な助成又はその他の措置を講ずるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、事業者、町民及び滞在者に適正かつ公平な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

(施設の整備等)

第15条 町は、廃棄物処理施設、下水道終末処理施設その他の環境の保全に関する公共施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、公園、緑地その他の公共施設の整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、人と自然との共生をめざした環境を確保するため、緑化の推進、森林の保全整備、身近な自然環境を生かした景観の保全と創造、歴史的文化的環境資源の保存と活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量及び資源リサイクルの推進)

第16条 町は、環境への負荷の低減を図るため、公共施設の建設及び維持管理等を行うときは、廃棄物の減量化、資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。2

町は、環境への負荷の低減を図るため、事業者や町民による廃棄物の減量化、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び未利用エネルギーの開発を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 町は、環境への負荷の低減に資する事業者活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。



(緑の確保と快適な生活環境の保全)

第17条 町は、潤いや安らぎのある環境の保全及び創造を図るため、緑化及び環境美化の推進、自然と調和した景観の確保等に必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、農地における環境の保全及び創造を図るため、農地の荒廃防止及び有効利用を促進し、環境への負荷の少ない農業の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水環境の保全)

第18条 町は、湖沼、河川及び海域等における良好な水環境の保全を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、河川の整備及び河畔林の保全等により、農地、丘陵地及び山岳地域との調和のとれた水環境の保全を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、飲用等における安全な水の循環と確保を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(身近な緑や水環境との触れ合いづくり)

第19条 町は、良好な自然環境のもとで、人と自然が共生しながら身近な緑や水辺との触れ合いづくりを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(野生生物の保護管理)

第20条 町は、人と自然が共生できる基盤整備を形成するとともに野生生物の多様性を損なうことなく保護管理するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境学習の推進)

第21条 町は、事業者、町民及び滞在者が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、自発的な活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する学習の推進を図るものとする。

2 町は、特に児童生徒の環境の保全及び創造に関する学習の推進を図るものとする。

(自発的活動の促進)

第22条 町は、事業者、町民及び滞在者又はこれらの者が組織する団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な支援を行うものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第23条 町は、事業者がその事業活動を行うに当たり、その事業活動が環境への負荷の低減となるよう自主的な管理を行うことを促進するため、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(町民等の参加機会の確保)

第24条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、事業者及び町民の参加の機会の確保に努めるものとする。

2 前項の場合において、町は、児童生徒の参加の機会の確保についても配慮するものとする。

(町民等の意見の反映)

第25条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、事業者、町民及び滞在者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第26条 町は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに自発的な活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する情報の収集並びに事業者、町民及び滞在者への適切な情報の提供に努めるものとする。

(調査及び研究の推進)

第27条 町は、国際機関、国、他の公共団体及び民間団体等と協力して、環境の保全及び創造に関する調査並びに研究に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第28条 町は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定、試験及び検査等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の公共団体との協力)

第29条 町は、環境の保全及び創造に関する広域的に必要な施策について、国及び他の公共団体と協力して推進に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第30条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、町の機関相互の連携及び施策の調整を図るものとする。

2 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、町民、事業者及び民間団体等と協力して連携体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第31条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(地球環境保全等の推進)

第32条 町は、地球温暖化防止等の環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進するものとする。

2 町は、地球温暖化防止等の環境の保全及び創造に関する町民、事業者及び民間団体等の取り組みを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、地球環境の保全に資するために国際機関、国、他の公共団体及び民間団体等と連携して推進に努めるものとする。

(環境監査)

第33条 町は、自らの事業及び活動における環境への配慮の状況を点検するため、自ら環境監査を行うものとする。

2 町は、事業者の自主的な環境管理及び環境監査を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

#### 第4章 斜里町環境審議会

(環境審議会)

第34条 環境の保全及び創造に関する基本的な事項を調査審議するため、斜里町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項
- (3) その他の環境に関する事項

3 審議会は、前項に定める事項に関し、町長に答申するとともに、環境の保全等に関する重要事項について必要があると認めるときは、町長に建議することができる。

(組織等)

第35条 審議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する20人以内をもって組織する。ただし、環境に関する十分な論議がなされるよう配慮した選考を行うものとする。

- (1) 町内に在住する人（公募を含む。）
- (2) 専門的知識を有する人
- (3) 事業者
- (4) 環境の保全等に関する行政機関の長及び団体の代表者が推薦した人

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 審議会は、原則として公開とする。

(会長及び副会長)

第36条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第37条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第38条 審議会に、部会を設けることができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、所属委員が互選する。

(専門委員)

第39条 審議会に専門の事項を調査するため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門的知識を有する人から町長が任命する。
- 3 専門委員の任期は、当該事項の調査期間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(斜里町自然保護条例の一部改正)

- 2 斜里町自然保護条例（昭和47年条例第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(斜里町公害防止条例の一部改正)

- 3 斜里町公害防止条例（昭和48年条例第21号）の一部を次のように改正する。